

埼玉県中小企業制度融資 基礎研修会

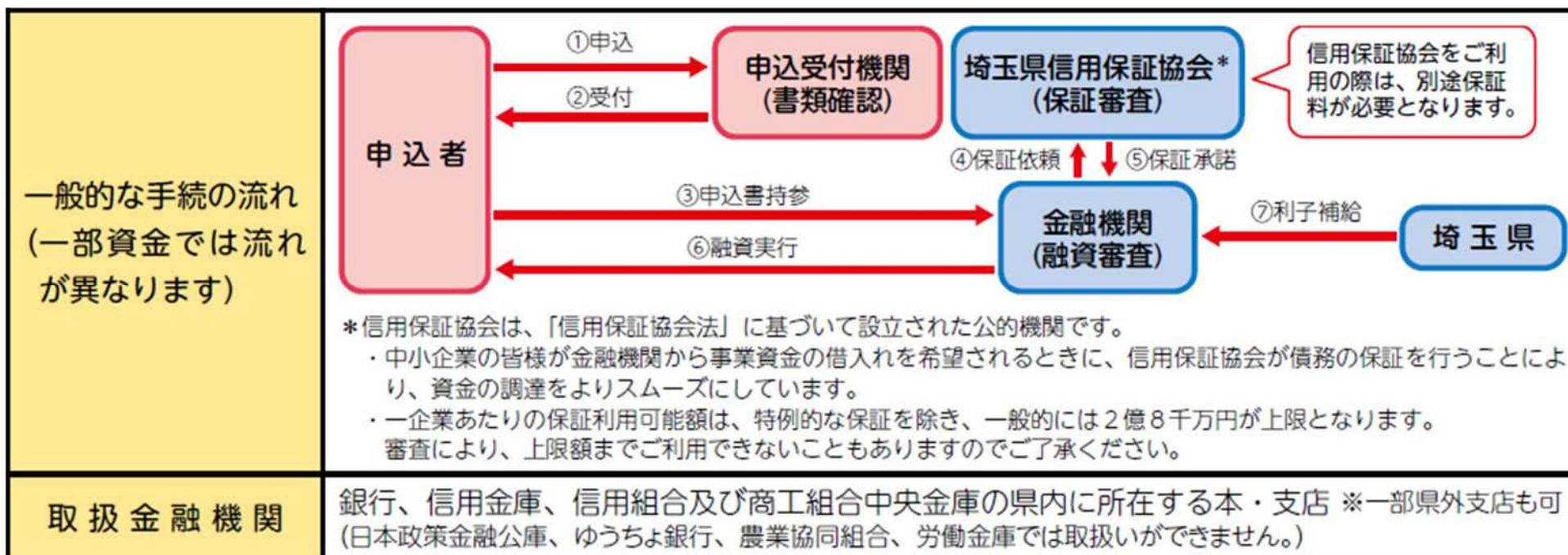
産業労働部 金融課

本日の内容

- 1 制度融資の仕組みと手続の流れ
- 2 資金メニューについて
- 3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について
- 4 受付・融資実行にあたっての留意事項
- 5 個別資金の概要、留意点
- 6 県ホームページの掲載内容について

1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

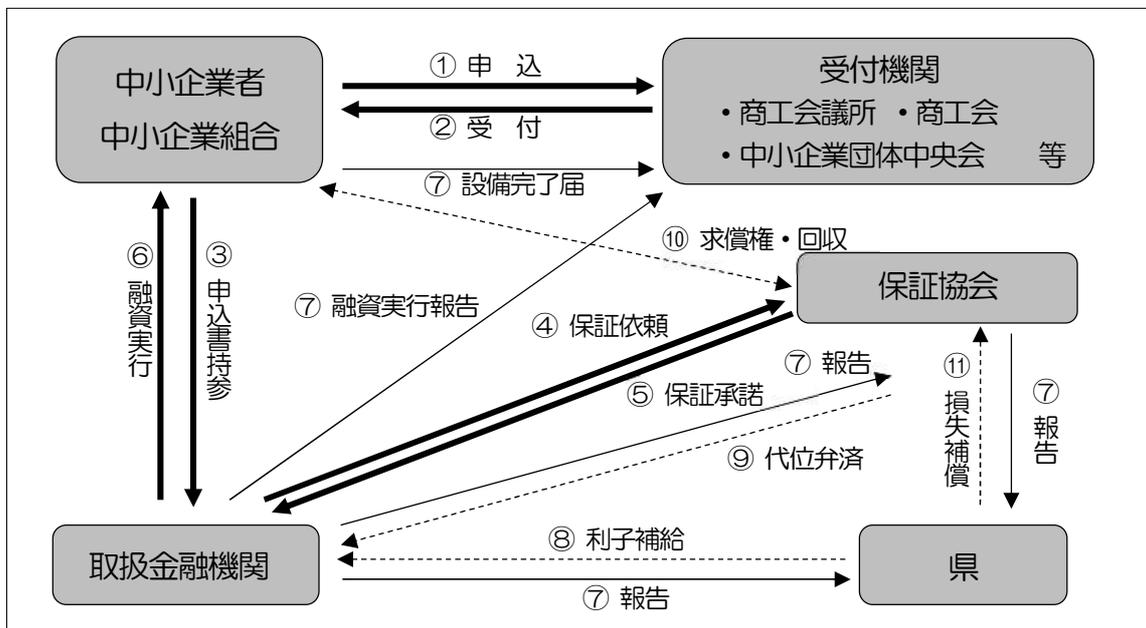
(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」 p.2から抜粋)



1 総則

■埼玉県中小企業制度融資（経営・金融支援課所管分）のしくみ■

埼玉県中小企業制度融資は、埼玉県、県内金融機関、埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）、そして受付機関である商工団体（各商工会議所・商工会、埼玉県中小企業団体中央会）等が連携・協力することにより、中小企業が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう支援する制度です。

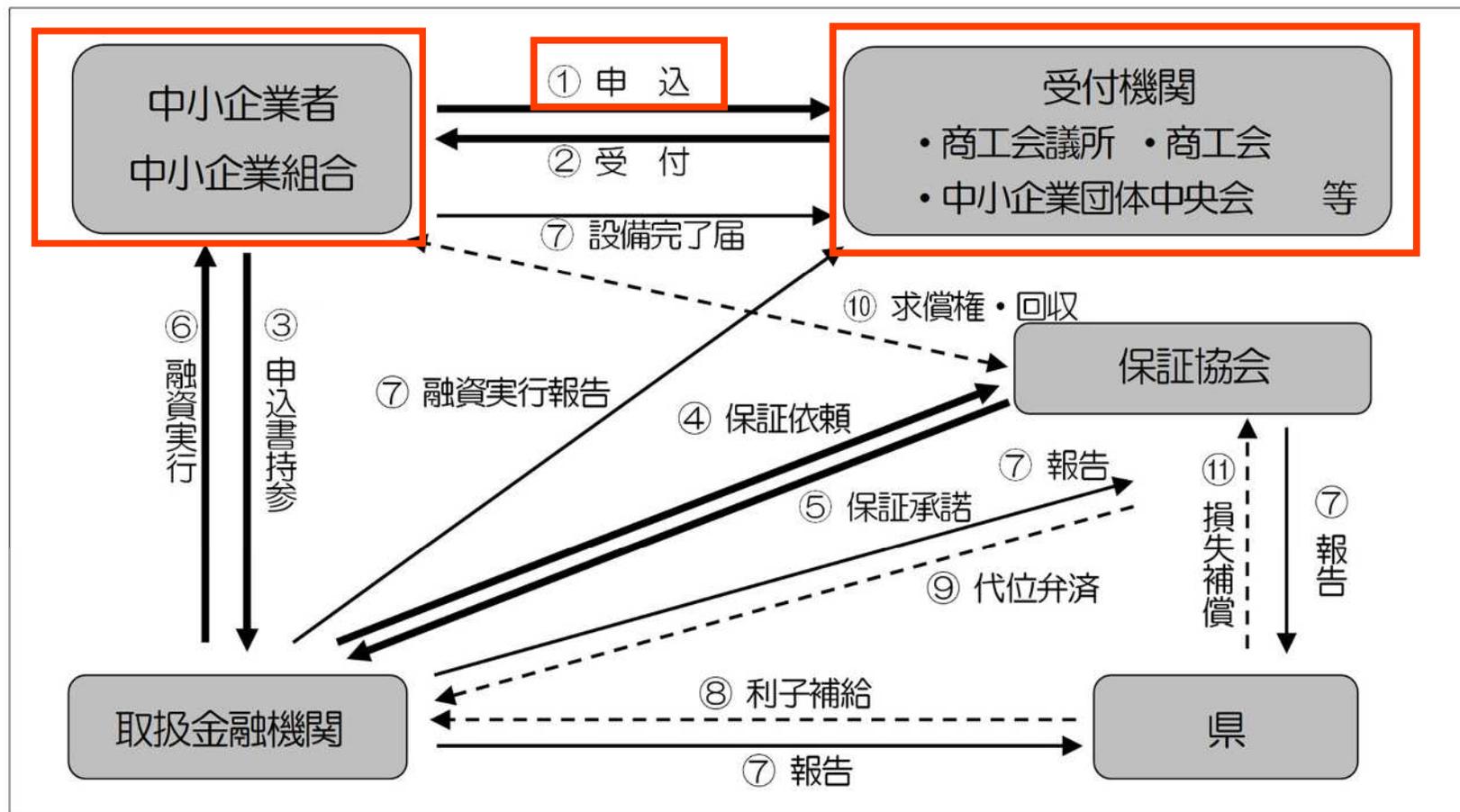


- ① 中小企業者・中小企業組合は、受付機関で制度融資を申し込みます。
- ② 受付機関は、中小企業者等からの申込内容を確認し、受け付けます。
- ③ 中小企業者等は、取扱金融機関に申込書等を提出します。
- ④ 取扱金融機関は申込内容を審査し、保証協会の保証を付ける場合、保証協会へ保証依頼を行います。
- ⑤ 保証協会は申込内容を審査し、信用保証を付することが適当である場合は、保証承諾を行います。
- ⑥ 取扱金融機関は中小企業者等に融資を実行します。
- ⑦ 融資実行後、申込者・各機関は必要な報告・届出をします。
- ⑧ 中小企業者等が低利で融資を受けることができるよう、県は金融機関（本（母）店）に対し利子補給を行います。
■利子補給金： [p. 17](#)
- ⑨ 中小企業者等が借入金を返済できなくなった場合、保証協会は中小企業者等に代わって取扱金融機関に代位弁済します。
- ⑩ 保証協会は中小企業者等への求償権を取得し、回収事務を行います。
- ⑪ 保証協会が行った代位弁済による損失の一部を、県は保証協会に対して損失補償します。



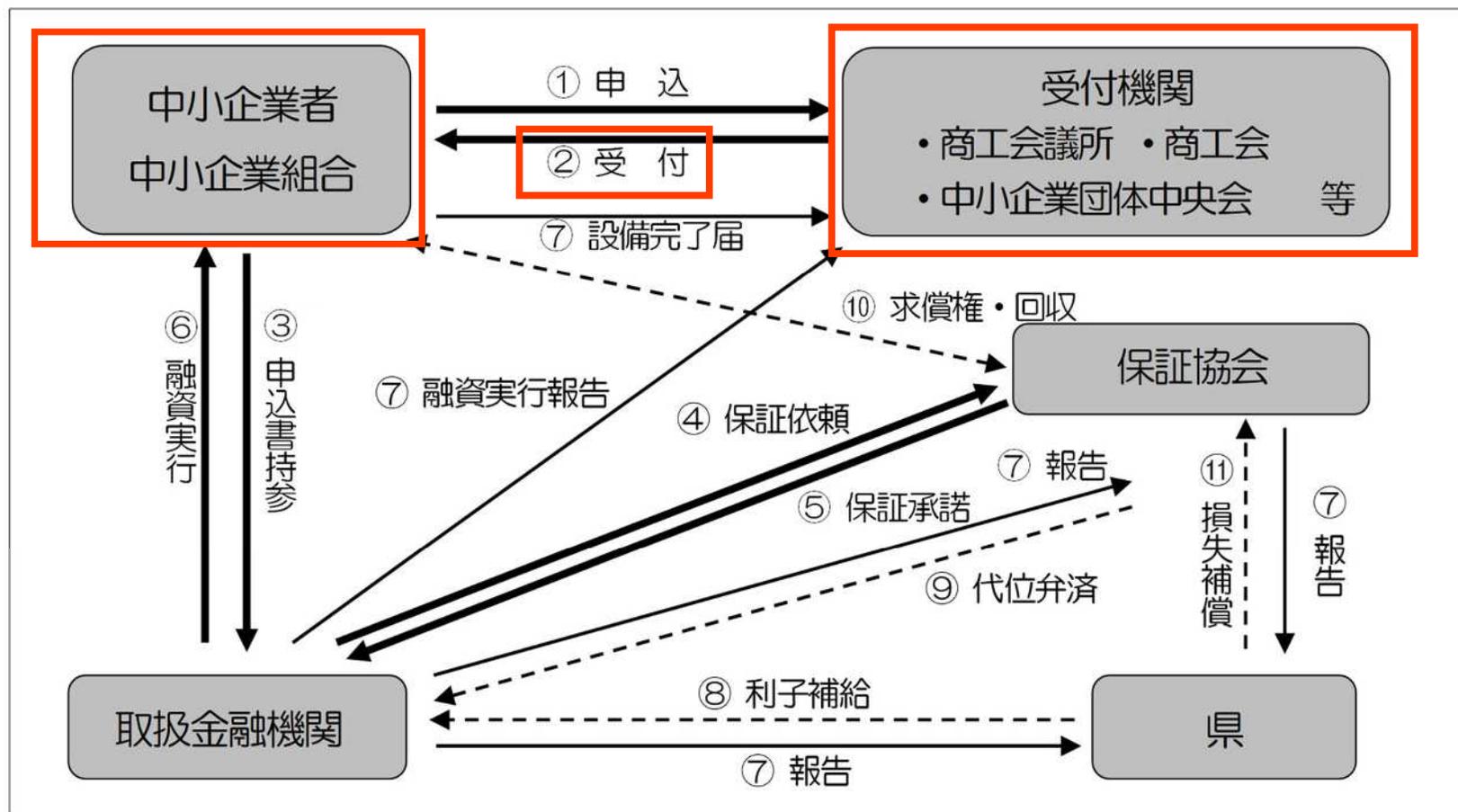
1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



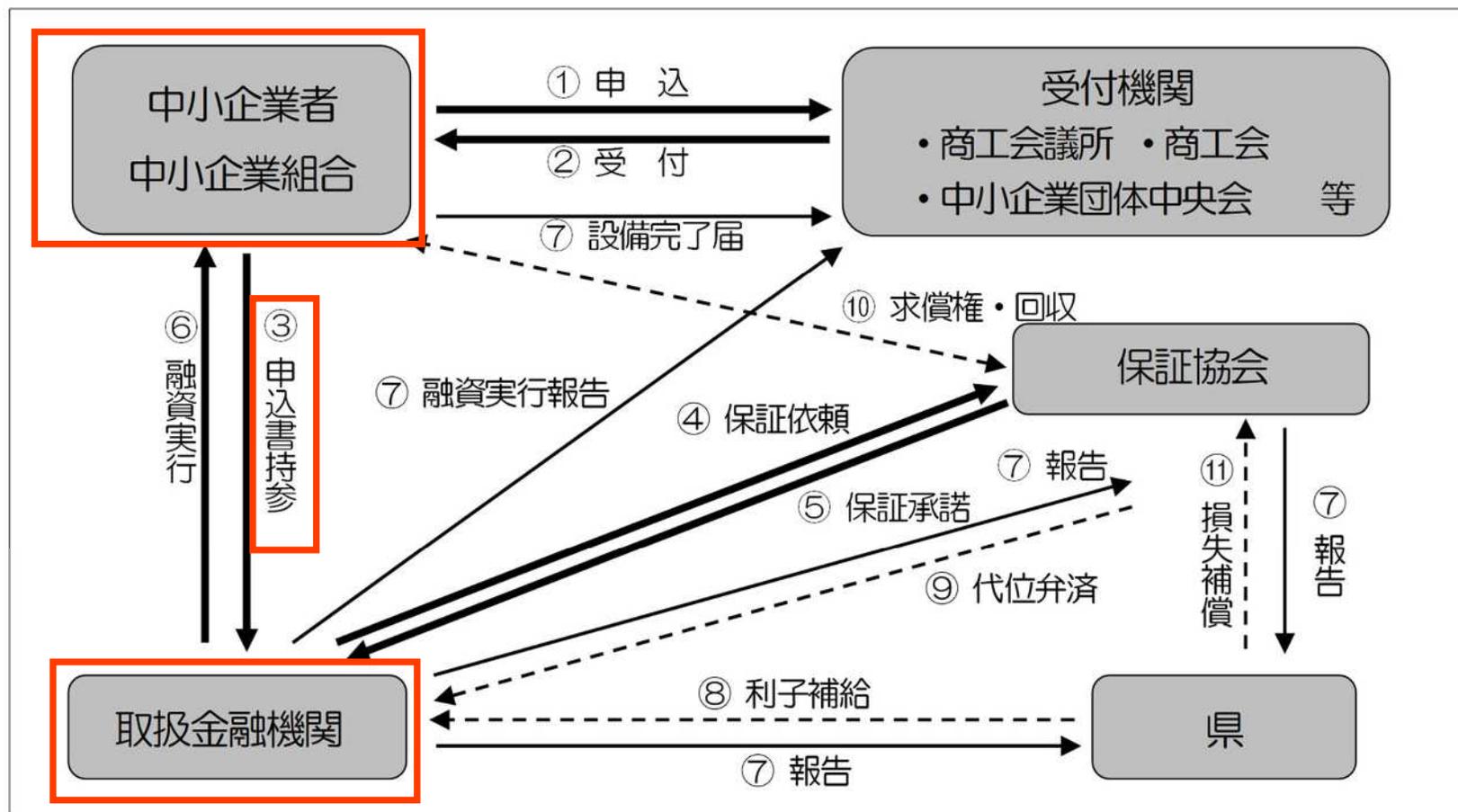
1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



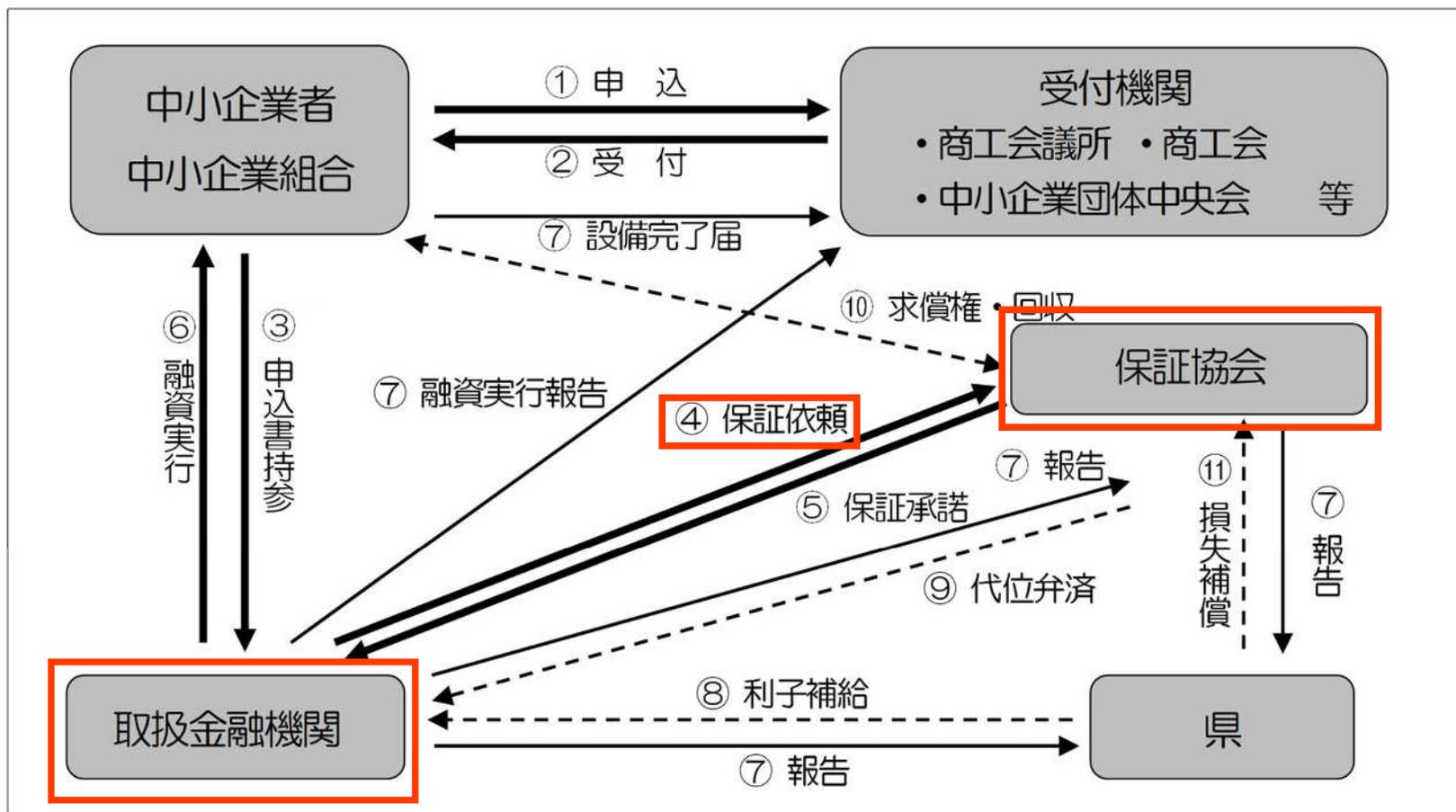
1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



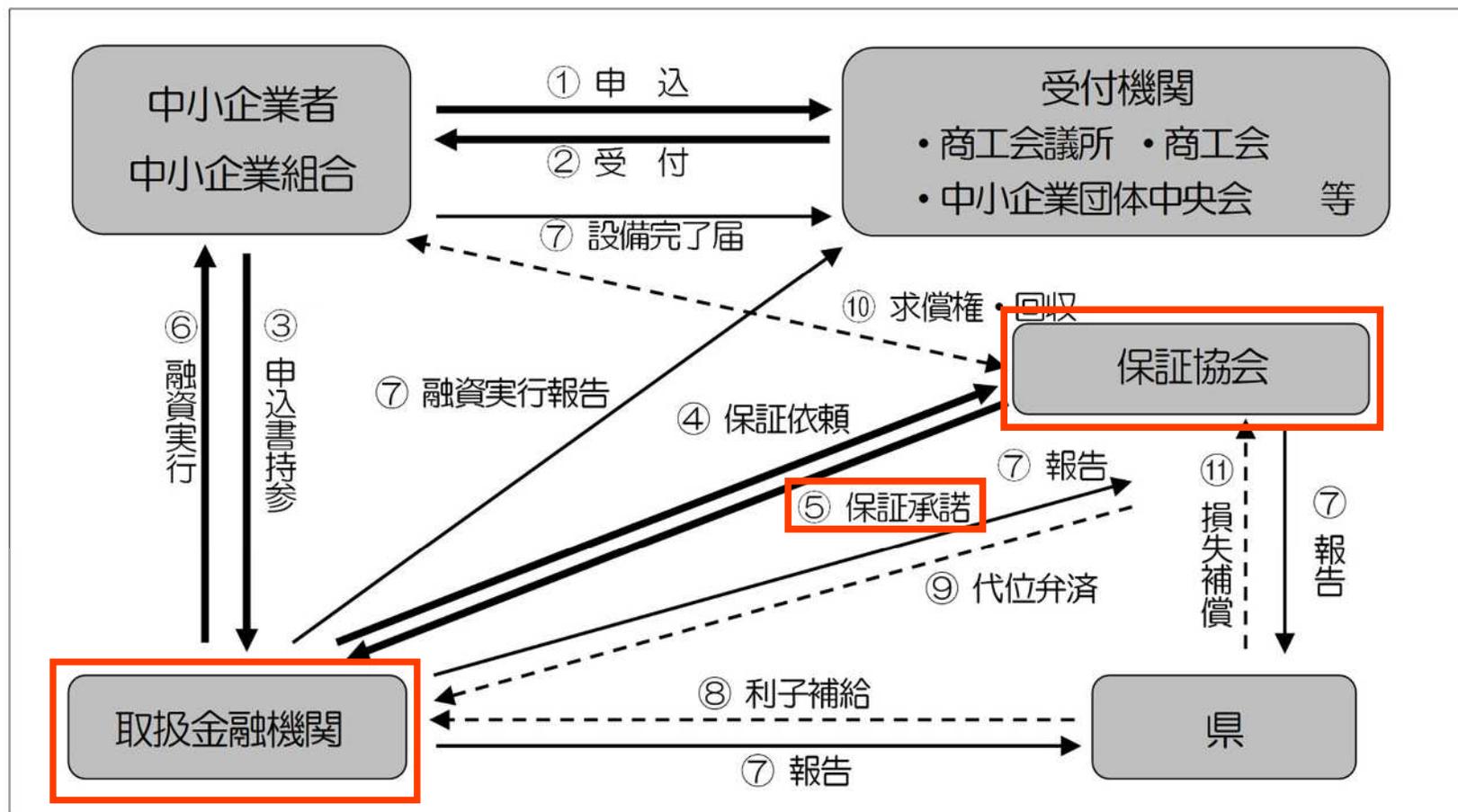
1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



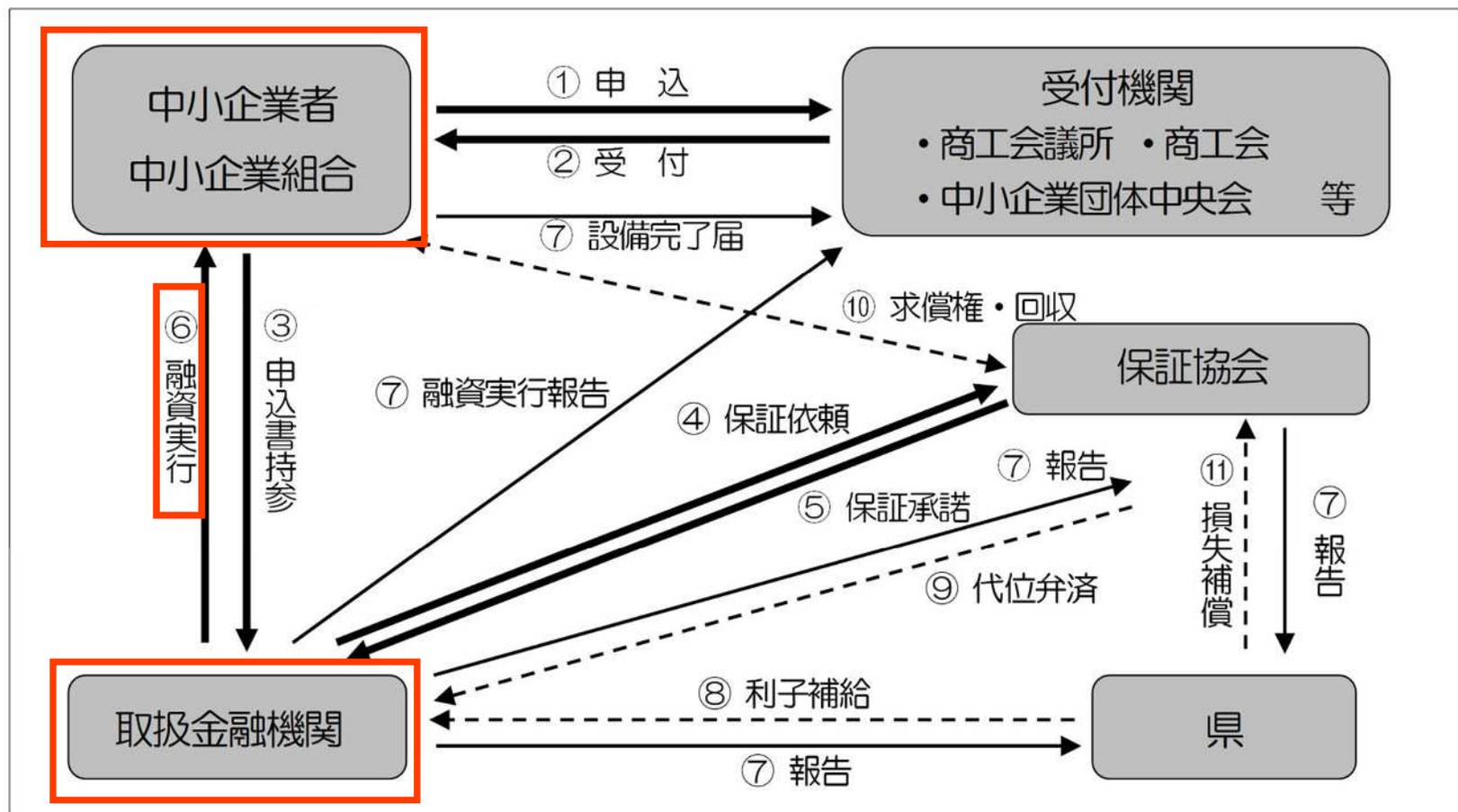
1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



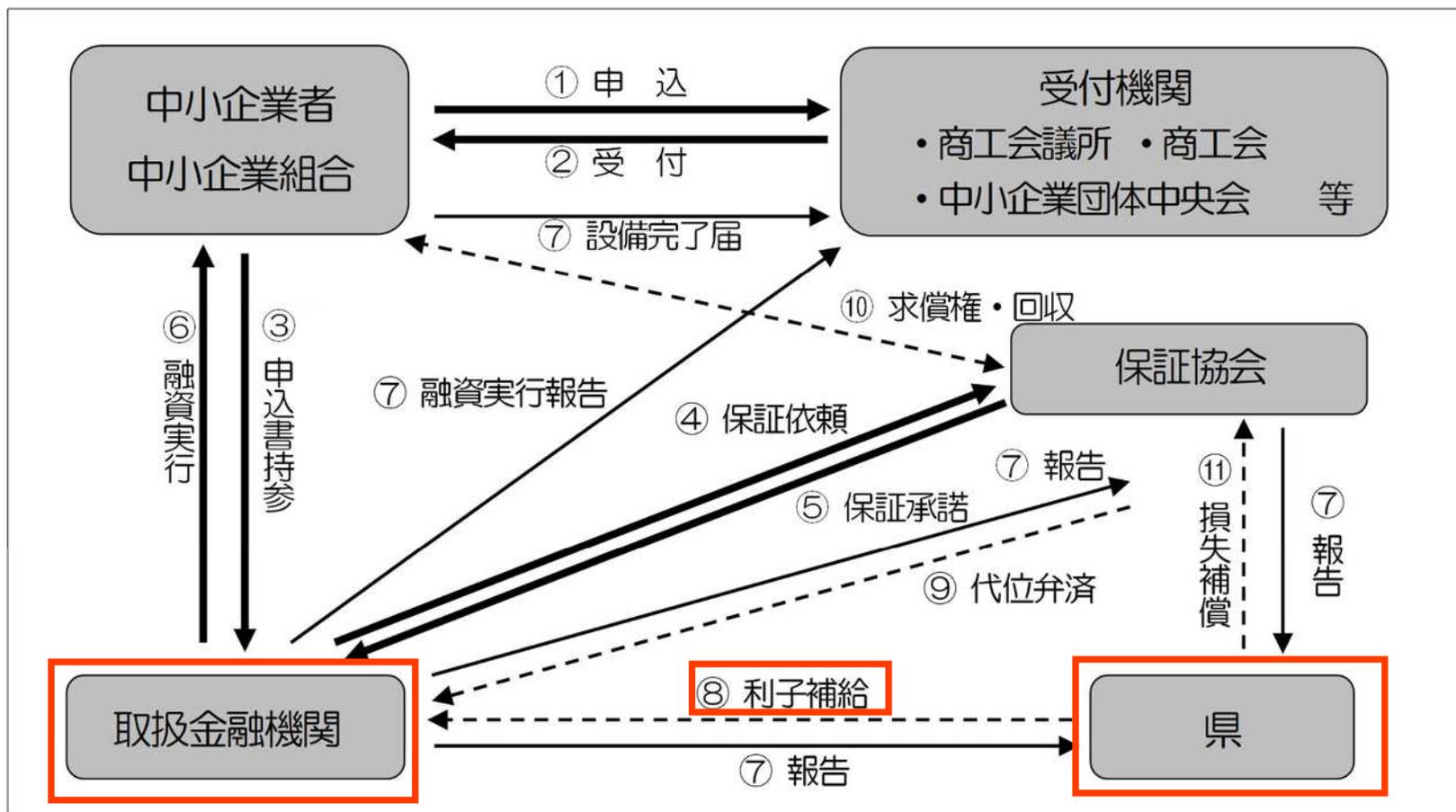
1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



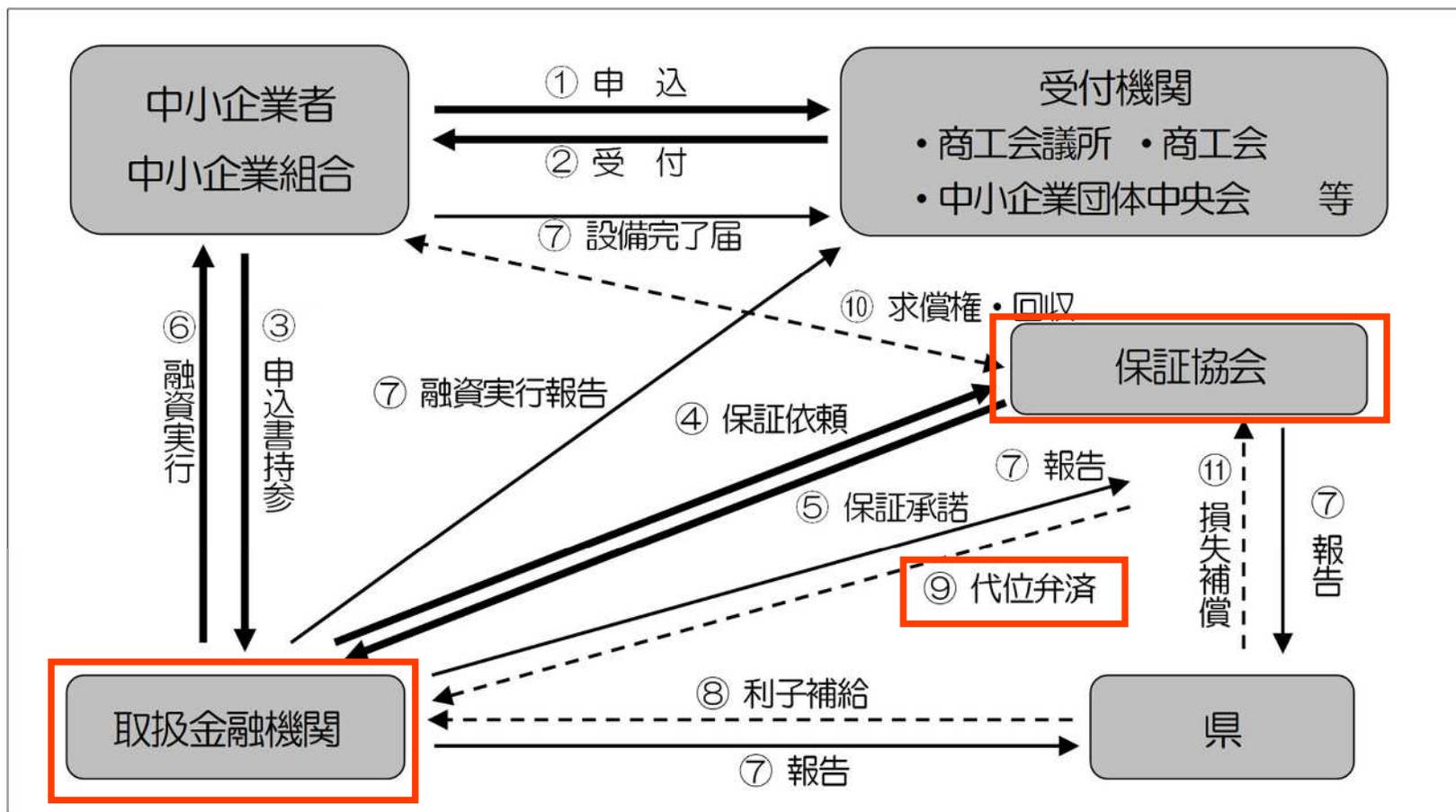
1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



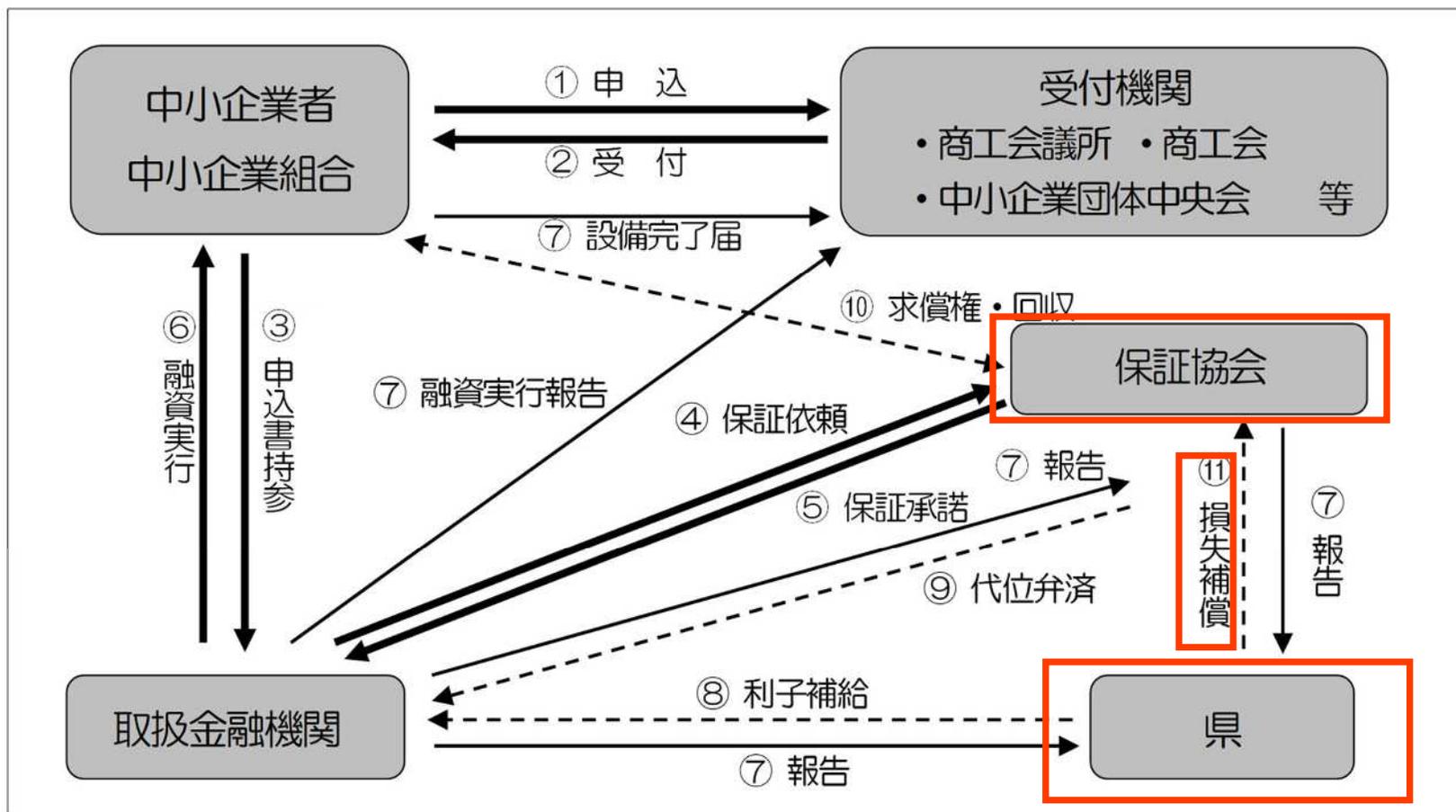
1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



2 資金メニューについて

(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」 p.3から抜粋)



3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」参照)

- ・ 融資利率は中小企業者が借り入れる際の上限利率(この範囲内で金融機関が設定する。)
- ・ 金融機関が受け取る利率は 融資利率 + 県からの利子補給率(いずれのメニューも最終的に金融機関の受け取る利率に差はほとんどない。)

埼玉県中小企業制度融資一覧表

令和8年4月1日時点

資金名	融資利率(年以内)					融資期間 (<前期(2年以内)・後期(3年以内)>)
	1年以内 (~12月)	1年超 3年以内 (13か月~ 36か月)	3年超 5年以内 (37か月~ 60か月)	5年超 10年以内 (61か月~ 120か月)	10年超 15年以内 (121か月~ 180か月)	
① 一般貸付	1.5%	1.8%	2.0%	2.2%		設備・1年超 10年以内 運転・1年超 7年以内 (1年以内は保証なし)
② 短期貸付	1.9%					運転 1年以内 (保証なし)
③ 小規模事業資金 (2の2 借換制度(再借換を含む)) 【経営基幹企業特例に適用する場合】	1.7%	1.9%	2.1%			設備 10年以内 運転 7年以内 (1年以内は保証なし)
④ 起業育成資金 【開業後5年以上10年未満の場合】	1.4%	1.6%	1.8%			設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 (1年以内は保証なし)
⑤ 設備投資促進資金 人手不足対応特例	1.4%	1.6%	1.8%	2.0%		設備 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし) 運転 1年超 7年以内 (1年以内は保証なし)
⑥ 事業計画書作成貸付	1.4%	1.6%	1.8%			設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 (1年以内は保証なし)
⑦ 事業計画書作成貸付 事業承継特別貸付	1.4%	1.6%	1.8%			設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 (1年以内は保証なし)
⑧ 事業計画書作成貸付 事業承継支援貸付	1.6%	1.8%	2.0%			設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 (1年以内は保証なし)
⑨ 事業計画書作成貸付 社会貢献企業等優遇貸付	1.6%	1.8%	2.0%			設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 (1年以内は保証なし)
⑩ 事業計画書作成貸付 海外投資貸付	1.6%	1.8%	2.0%			設備 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし)
⑪ 事業計画書作成貸付 産業立地貸付	1.7%	1.9%	2.1%			設備 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし)
⑫ 経営安定資金 大臣指定等貸付	1.5%	1.7%	1.9%			設備 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし) 運転 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし)
⑫の2 知事指定等貸付	1.5%	1.7%	1.9%			設備 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし) 運転 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし)
⑬ 経営あんしん資金	1.7%	1.9%	2.1%			運転 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし)
⑬の2 経済変動特例	1.3%	1.5%	1.7%			運転 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし)
⑭ 企業パワーアップ資金	金融機関所定利率					設備・運転 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし)
協賛支援型特別保証	金融機関所定利率					運転 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし)
⑮ 借換資金 (2の2 借換制度(再借換を含む))	金融機関所定利率					運転 1年超 10年以内 (1年以内は保証なし)

限度額(万円)	信用保証 保証料(年以内)	利子 補給率 (%)	責任 共有	融資枠 (億円)	資金名
設備 5,000万円(組合 4億円) 運転 5,000万円(組合 4,000万円) 運転・設備併用 6,000万円(組合 4億円)	付与* 0.45~1.64	0.1	○	450	① 一般貸付
設備 3,000万円 信用保証付 3,000万円 (保証料付 4,000万円)	貸付* 0.50~1.76* (保証料付 0.80)	0.1 0.2	×	400	③ 小規模事業資金
設備 3,500万円 運転 3,500万円 運転・運転併用 3,500万円	付与* 0.80* (10~19%削減率(保証1.0%) 付与* 0.45~1.64	0.5	×	100	④ 起業育成資金
設備 185,000万円(組合 2億円) 運転 5,000万円(組合 4,000万円) 設備・運転併用 185,000万円(組合 2億円)	付与* 0.45~1.64	0.5 0.6	○	50	⑤ 設備投資促進資金
設備 1億円(組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円(組合 4億円)	付与* 0.77	0.5	○	30	⑥ 事業計画書作成貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付与* 0.20~1.15	0.5	○	20	⑦ 事業計画書作成貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付与* 0.45~1.64	0.3	○		⑧ 事業計画書作成貸付
設備 1億円(組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円(組合 4億円)	付与* 0.45~1.64	0.3	○		⑨ 事業計画書作成貸付
設備 1億円(組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円(組合 4億円)	付与* 0.45~1.64 (海外投資特例 0.97)	0.3	○	50	⑩ 海外投資貸付
20億円(対象業種77%以内) (1年以内は保証なし)	※要により付与* 0.45~1.59	0.2 0.1	○		⑪ 産業立地貸付
設備 8,000万円(組合 1億円(保証料0.8)) 運転 8,000万円 設備・運転併用 8,000万円 (組合 1億8,000万円) (組合 1億8,000万円)	付与* 0.80 (SNS5%0.6)	0.4	×	300	⑫ 経営安定資金
設備 8,000万円(組合 1億円(保証料0.8)) 運転 8,000万円 設備・運転併用 8,000万円 (組合 1億8,000万円) (組合 1億8,000万円)	付与* 0.45~1.59 (業績的強化特例 0.64)	0.4	○		⑫の2 知事指定等貸付
8,000万円	付与* 0.45~1.64	0.2	○	350	⑬ 経営あんしん資金
8,000万円	付与* 0.45~1.64	0.6	○	350	⑬の2 経済変動特例
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円	付与* 0.45~1.59 SNS1~4.4%削減率(保証0.8) SNS5~8%削減 0.68 新規融資特例 0.20~1.64	-	○	200	⑭ 企業パワーアップ資金
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円 (中小企業成長 4億8,000万円)	付与* 0.45~1.90 協賛支援特例 0.45~1.90	-	○		協賛支援型特別保証
1億円	付与* 0.45~1.64 SNS1~4.4%削減率(保証0.8) SNS5~8%削減 0.68	-	○	750	⑮ 借換資金 (2の2 借換制度(再借換を含む))

埼玉県中小企業制度融資一覽表

資金名	融資利率(年以内)					融資期間 <据置期間(以内)・償還方法>	
	1年以内 (~12か月)	1年超 3年以内 (13か月~ 36か月)	3年超 5年以内 (37か月~ 60か月)	5年超 10年以内 (61か月~ 120か月)	10年超 15年以内 (121か月~ 180か月)		
幅広い用途に	事業資金 ① 一般貸付		1.8%	2.0%	2.2%	設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年・元金均等月賦>	
	事業資金 ② 短期貸付	1.5% 1.9%	←信用保証付き ←信用保証なし			運転 1年以内 <なし・割賦又は一括>	
	小規模事業資金 ③ (③の2 借換制度(再借換を含む。) 【経営革新企業特例を適用する場合】)		1.7% 1.6%	1.9% 1.8%	2.1% 2.0%	設備 10年以内 運転 7年以内 <1年・元金均等月賦> (融資期間1年以内は一括可)	
創業期に	④ 起業家育成資金		1.3%	1.5%	1.7%	設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年・元金均等月賦>	
	【開業後5年以上10年未満の場合】		1.4%	1.6%	1.8%		
前向きな投資に	⑤ 設備投資促進資金		1.4%	1.6%	1.8%	(土地・建物) 2.0%	設備 1年超 10年以内 (土地・建物 1年超 15年以内) 運転 1年超 7年以内 <2年・元金均等月賦>
	人手不足対応特例		1.3%	1.5%	1.7%	1.9%	
	⑥ 経営革新計画促進貸付		1.4%	1.6%	1.8%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年(設備2年)・元金均等月賦>
	⑦ 事業承継特別貸付		1.4%	1.6%	1.8%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年・元金均等月賦>
	⑧ 事業承継支援貸付		1.6%	1.8%	2.0%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年(設備2年)・元金均等月賦>
	⑨ 社会貢献企業等優遇貸付		1.6%	1.8%	2.0%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年(設備2年)・元金均等月賦>
	⑩ 海外投資貸付		1.6%	1.8%	2.0%		設備 1年超 10年以内 <2年・元金均等月賦>
	⑪ 産業立地貸付	信用保証付き→	1.7%	1.9%	2.1%		設備 1年超 12年以内 (10億円超 1年超15年以内) <2年・元金均等月賦>
		信用保証なし→	1.8%	2.0%	2.2%		
	経営の安定や再生に	⑫ 大臣指定等貸付		1.4%	1.6%	1.8%	設備 1年超 10年以内 (災害復旧のみ) 運転 1年超 10年以内 <災害復旧2年>・元金均等月賦>
		⑫の2 知事指定等貸付	SN5号のみ→	1.5%	1.7%	1.9%	
⑬ 経営あんしん資金			1.7%	1.9%	2.1%	運転 1年超 10年以内 1年(知事指定災害2年)・元金均等月賦>	
⑬の2 経済変動特例			1.3%	1.5%	1.7%	運転 1年超 10年以内 <1年・元金均等月賦>	
⑭ 企業パワーアップ資金			金融機関所定利率				設備・運転 1年超 10年以内 <1年・元金均等月賦>
協調支援型特別保証			金融機関所定利率				
⑮ 借換資金 (2回目以降の借換を含む。)			金融機関所定利率				運転 1年超 10年以内 <1年・元金均等月賦>

限度額(以内)	信用保証・保証料(年%以内)	利子補給率(%)	責任共有	融資枠(億円)	資金名
設備 6,000万円(組合 4億円) 運転 5,000万円(組合 6,000万円) 運転・設備併用 6,000万円(組合 4億円)	付する* 0.45~1.64	0.1	○	450	事業資金 ① 一般貸付
信用保証付き 3,000万円 信用保証なし 3,000万円 (認定組合(員) 6,000万円)	原則として付する* 0.45~1.64	0.475 0.075	○	250	事業資金 ② 短期貸付
2,000万円 設備・運転併用 2,000万円	付する 0.50~1.76* (特別小口保険 0.80)	0.1 0.2	×	400	小規模事業資金 ③ (③の2 借換制度(再借換を含む。)) 【経営革新企業特例を適用する場合】
設備 3,500万円 運転 3,500万円 設備・運転併用 3,500万円	付する 0.80* (スタートアップ創出促進保証 1.00)	0.5	×	250	④ 起業家育成資金
	付する* 0.45~1.64	0.5	○	100	【開業後5年以上10年未満の場合】
設備 1億5,000万円(土地・建物は 2億円) 運転 5,000万円(設備投資に伴うものに限る) 設備・運転併用 1億5,000万円(土地・建物は 2億円)	付する* 0.45~1.64	0.5 0.6	○	50	⑤ 設備投資促進資金 人手不足対応特例
設備 1億円(組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円(組合 4億円)	付する* 0.77	0.5	○	30	⑥ 産業創造資金 経営革新計画促進貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付する 0.20~1.15	0.5	○	20	⑦ 産業創造資金 事業承継特別貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付する* 0.45~1.64	0.3	○		⑧ 産業創造資金 事業承継支援貸付
設備 1億円(組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円(組合 4億円)	付する* 0.45~1.64	0.3	○		⑨ 産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付
設備 1億円(組合 4億円)	付する* 0.45~1.64 (海外投資関係 0.97)	0.3	○	50	⑩ 産業創造資金 海外投資貸付
20億円(対象経費の70%以内) (工場等移転 2億円)	必要により付する* 0.45~1.59	0.2 0.1	○		⑪ 産業創造資金 産業立地貸付
設備 8,000万円(組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.80 (SN5号のみ 0.68)	0.4	×	300	経営安定資金 ⑫ 大臣指定等貸付
設備 8,000万円(組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.45~1.59 (金融円滑化関連 0.68)	0.4	○		経営安定資金 ⑫の2 知事指定等貸付
8,000万円	付する* 0.45~1.64	0.2	○	350	⑬ 経営あんしん資金
8,000万円	付する* 0.45~1.64	0.6	○	350	⑬の2 経済変動特例
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円	付する* 0.45~1.59 SN1~4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68 求償権消滅保証 0.50~1.84	-	○ SN1~4,6号 危機関連保証、 求償権消滅保 証は×	200	⑭ 企業パワーアップ資金
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円 (中小企業組合 4億8,000万円)	付する* 協調支援特別支援 0.45~1.90		○		協調支援型特別保証
1億円	付する* 0.45~1.64 SN1~4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68	-	○ SN1~4,6号 危機関連保証 は×	750	⑮ 借換資金(2回目以降の借換を含む。)

* 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなります。

限度額(以内)	信用保証・保証料(年%以内)	利子補給率(%)	責任共有	融資枠(億円)	資金名
設備 6,000万円(組合 4億円) 運転 5,000万円(組合 6,000万円) 運転・設備併用 6,000万円(組合 4億円)	付する* 0.45~1.64	0.1	○	450	事業資金 ① 一般貸付
信用保証付き 3,000万円 信用保証なし 3,000万円 (認定組合(員) 6,000万円)	原則として付する* 0.45~1.64	0.475 0.075	○	250	事業資金 ② 短期貸付
2,000万円 設備・運転併用 2,000万円	付する 0.50~1.76* (特別小口保険 0.80)	0.1 0.2	×	400	小規模事業資金 ③ (③の2 借換制度(再借換を含む。)) 【経営革新企業特例を適用する場合】
設備 3,500万円 運転 3,500万円 設備・運転併用 3,500万円	付する 0.80* (スタートアップ創出促進保証 1.00)	0.5	×	250	④ 起業家育成資金
	付する* 0.45~1.64	0.5	○	100	【開業後5年以上10年未満の場合】
設備 1億5,000万円(土地・建物は 2億円) 運転 5,000万円(設備投資に伴うものに限る) 設備・運転併用 1億5,000万円(土地・建物は 2億円)	付する* 0.45~1.64	0.5 0.6	○	50	⑤ 設備投資促進資金 人手不足対応特例
設備 1億円(組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円(組合 4億円)	付する* 0.77	0.5	○	30	⑥ 産業創造資金 経営革新計画促進貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付する 0.20~1.15	0.5	○	20	⑦ 産業創造資金 事業承継特別貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付する* 0.45~1.64	0.3	○		⑧ 産業創造資金 事業承継支援貸付
設備 1億円(組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円(組合 4億円)	付する* 0.45~1.64	0.3	○		⑨ 産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付
設備 1億円(組合 4億円)	付する* 0.45~1.64 (海外投資関係 0.97)	0.3	○	50	⑩ 産業創造資金 海外投資貸付
20億円(対象経費の70%以内) (工場等移転 2億円)	必要により付する* 0.45~1.59	0.2 0.1	○		⑪ 産業創造資金 産業立地貸付
設備 8,000万円(組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.80 (SN5号のみ 0.68)	0.4	×	300	経営安定資金 ⑫ 大臣指定等貸付
設備 8,000万円(組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.45~1.59 (金融円滑化関連 0.68)	0.4	○		経営安定資金 ⑫の2 知事指定等貸付
8,000万円	付する* 0.45~1.64	0.2	○	350	⑬ 経営あんしん資金
8,000万円	付する* 0.45~1.64	0.6	○	350	⑬の2 経済変動特例
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円	付する* 0.45~1.59 SN1~4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68 求償権消滅保証 0.50~1.84	-	○ SN1~4,6号 危機関連保証、 求償権消滅保 証は×	200	⑭ 企業パワーアップ資金
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円 (中小企業組合 4億8,000万円)	付する* 協調支援特別支援 0.45~1.90		○		協調支援型特別保証
1億円	付する* 0.45~1.64 SN1~4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68	-	○ SN1~4,6号 危機関連保証 は×	750	⑮ 借換資金(2回目以降の借換を含む。)

* 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなります。

限度額 (以内)	信用保証・保証料(年%以内)	利子補給率 (%)	責任共有	融資枠 (億円)	資金名
設備 6,000万円 (組合 4億円) 運転 5,000万円 (組合 6,000万円) 運転・設備併用 6,000万円 (組合 4億円)	付する* 0.45~1.64	0.1	○	450	事業資金 ① 一般貸付
信用保証付き 3,000万円 信用保証なし 3,000万円 (認定組合(員) 6,000万円)	原則として付する* 0.45~1.64	0.475 0.075	○	250	事業資金 ② 短期貸付
2,000万円 設備・運転併用 2,000万円	付する 0.50~1.76* (特別小口保険 0.80)	0.1 0.2	×	400	小規模事業資金 ③ (③の2 借換制度(再借換を含む。)) 【経営革新企業特例を適用する場合】
設備 3,500万円 運転 3,500万円 設備・運転併用 3,500万円	付する 0.80* (スタートアップ創出促進保証 1.00)	0.5	×	250	④ 起業家育成資金
	付する* 0.45~1.64	0.5	○	100	【開業後5年以上10年未満の場合】
設備 1億5,000万円(土地・建物は 2億円) 運転 5,000万円(設備投資に伴うものに限る) 設備・運転併用 1億5,000万円(土地・建物は 2億円)	付する* 0.45~1.64	0.5 0.6	○	50	⑤ 設備投資促進資金 人手不足対応特例
設備 1億円 (組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円 (組合 4億円)	付する* 0.77	0.5	○	30	⑥ 産業創造資金 経営革新計画促進貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付する 0.20~1.15	0.5	○	20	⑦ 産業創造資金 事業承継特別貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付する* 0.45~1.64	0.3	○		⑧ 産業創造資金 事業承継支援貸付
設備 1億円 (組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円 (組合 4億円)	付する* 0.45~1.64	0.3	○		⑨ 産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付
設備 1億円 (組合 4億円)	付する* 0.45~1.64 (海外投資関係 0.97)	0.3	○	50	⑩ 産業創造資金 海外投資貸付
20億円 (対象経費の70%以内) (工場等移転 2億円)	必要により付する* 0.45~1.59	0.2 0.1	○		⑪ 産業創造資金 産業立地貸付
設備 8,000万円 (組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.80 (SN5号のみ 0.68)	0.4	×	300	経営安定資金 ⑫ 大臣指定等貸付
設備 8,000万円 (組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.45~1.59 (金融円滑化関連 0.68)	0.4	○		経営安定資金 ⑫の2 知事指定等貸付
8,000万円	付する* 0.45~1.64	0.2	○	350	⑬ 経営あんしん資金
8,000万円	付する* 0.45~1.64	0.6	○	350	⑬の2 経済変動特例
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円	付する* 0.45~1.59 SN1~4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68 求償権消滅保証 0.50~1.84	-	○ SN1~4,6号 危機関連保証、 求償権消滅保 証は×	200	⑭ 企業パワーアップ資金
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円 (中小企業組合 4億8,000万円)	付する* 協調支援特別支援 0.45~1.90	-	○		協調支援型特別保証
1億円	付する* 0.45~1.64 SN1~4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68	-	○ SN1~4,6号 危機関連保証 は×	750	⑮ 借換資金 (2回目以降の借換を含む。)

* 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなります。

4 受付・融資実行に当たっての留意事項

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.2~11を参照)

原則として次の1から8の全てに該当することが県中小企業制度融資の対象者要件です。

- 1 保証対象業種*¹に属する事業を営む中小企業者*²及び中小企業組合*³であること(下記参照)。
- 2 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ●Q&A: [1-12](#)~[1-20](#)
- 【例外】・起業家育成資金(創業後5年以上10年未満の場合を除く)、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)の一部は、「県内1年以上」は不要。
- 3 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ●Q&A: [1-21](#)~[1-31](#)
- 4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。(p.12一覧表参照) ●Q&A: [1-32](#)~[1-41](#)
- 5 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
- 6 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
- 7 手形交換所等の取引停止処分中でないこと。
- 8 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

■ 融資対象者の要件 ■ 資金によって取扱いが異なる場合や個別の要件があります。

原則として次の1から8の全てに該当することが県中小企業制度融資の対象者要件です。

- 1 保証対象業種*1に属する事業を営む中小企業者*2及び中小企業組合*3であること(下記参照)。
 - 2 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ☛Q&A: [1-12](#)~[1-20](#)
- 【例外】・起業家育成資金(創業後5年以上10年未満の場合を除く)、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)の一部は、「県内1年以上」は不要。
- 3 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ☛Q&A: [1-21](#)~[1-31](#)
 - 4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。(p.12一覧表参照) ☛Q&A: [1-32](#)~[1-41](#)
 - 5 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
 - 6 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
 - 7 手形交換所等の取引停止処分中でないこと。
 - 8 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

***1: 保証対象業種**

農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等を除く、一般にいう商工業のほとんどの業種が対象になります。

☛Q&A: [1-1](#)~[1-4](#)

※疑義がある場合には埼玉県信用保証協会に確認すること。

***2: 中小企業者**

資本金の額(出資の総額)又は常時使用する従業員(常用雇用者とそれに準ずる臨時雇用者)数のいずれかが下表に該当する**個人、会社(土業法人を含む)、医業を主たる事業とする法人、NPO法人**

☛Q&A: [1-5](#)~[1-11](#)

業 種	資本金 (出資の総額)	従業員数
■下欄以外の業種 ex. 製造業・建設業・不動産業・運送業・保険代理店・旅行業 ■自動車整備業・ソフトウェア業(小分類391)・情報処理サービス業(細分類3921) ■医業を主たる事業とする法人(従業員数のみ)	3億円以下	300人以下
■ゴム製品製造業(自動車・航空機用タイヤ、チューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く。)		900人以下
■卸売業	1億円以下	100人以下
■小売業	5千万円以下	50人以下
■サービス業 ■個人の診療所(従業員数のみ)		100人以下
■旅館業		200人以下

- ・中小企業基本法による「中小企業者」の範囲と異なる場合あり
- ・資本金が基準を超え、従業員数が基準の9割を超えている場合、確認書類が必要 ☛p.8 (20)
- ・雇用契約のないボランティアや障害者等は従業員数に含めないため、NPO法人については特に留意が必要
- ・以下の資金についてはNPO法人は利用不可

小規模事業資金、起業家育成資金、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(事業承継特別貸付)要件イ、産業創造資金(事業承継支援貸付)

***3: 中小企業組合**

中小企業者が事業の改善を図るために組織する組合で、組合又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を行うもの

種 類	内 容
事業協同組合	経営の合理化等のため生産・加工・運搬など共同事業を行う組合
事業協同小組合	〃 (組員資格が従業員5人(商業・サービス業は2人)以下)
協同組合連合会	
企業組合	組員の働く場の確保等のため個人事業者や勤労者が組合に事業統合
協業組合	生産性向上等のため組員が事業の一部・全部を共同して経営
商工組合	組員の事業の改善発達のため調査研究、指導教育等を実施
商工組合連合会	
商店街振興組合	小売商業・サービス業者が商店街の環境整備事業等を行うため設立
商店街振興組合連合会	

4 受付・融資実行に当たっての留意事項

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.2~11を参照)

原則として次の1から8の全てに該当することが県中小企業制度融資の対象者要件です。

- 1 保証対象業種*¹に属する事業を営む中小企業者*²及び中小企業組合*³であること(下記参照)。
- 2 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ●Q&A: [1-12](#)~[1-20](#)

【例外】・起業家育成資金(創業後5年以上10年未満の場合を除く)、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)の一部は、「県内1年以上」は不要。
- 3 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ●Q&A: [1-21](#)~[1-31](#)
- 4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。(p.12一覧表参照) ●Q&A: [1-32](#)~[1-41](#)
- 5 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
- 6 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
- 7 手形交換所等の取引停止処分中でないこと。
- 8 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

Q & A ①総則（融資対象者の要件、資金使途、融資条件等、申込みに必要な書類、事業者選択型経営者保証非提供制度）

■融資対象者の要件■ （1）保証対象業種に属する事業について

- 1-1 ①業種の判断基準は何か。
 ②保証対象業種と対象外業種を兼業している場合、融資対象となるのか。
 ③融資対象となる場合、従業員数要件に対象外業種の従業員数も含むのか。

①総務省の日本標準産業分類に基づき判断する。検索はe-Stat から可能（以下のアドレスを入力、又は検索エンジンにて「e-Stat 業種」のように検索）。判断に迷う場合は保証協会と調整すること。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

- ②主たる事業が対象業種かどうかにかかわらず融資は可能だが、資金使途が対象業種に限定できなければ不可。
 ③従業員数は、対象外業種も含めた当該企業の従業員全員で判断する。

1-2 風営法に基づく深夜酒類提供飲食店営業の届出*をしている場合、対象か。

公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除き、対象となる。

*スナック等、客に酒類を提供して営む飲食店営業を深夜（午前0時～午前6時まで）において営む者（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）は、風営法第33条第1項に基づき、予め公安委員会に「深夜酒類提供飲食店営業」の届出をしなければならず、「風俗営業」の許可との併用は認められていない。

1-3 「雀荘・ゲームセンター・保険の代理店・無認可保育所・金券ショップ・パチンコ店・スロットマシン営業」は対象か。

いずれも対象。

1-4 サラリーマンなどが個人で不動産貸付を行っている場合、対象か。

業務従事時間・内容、帳簿類、確定申告（事業所得かどうか）、納税状況、不動産貸付収入と給与所得の比較などの実態を把握し、継続性や事業量などから総合的に判断して事業にあてれば対象となり得る。【関連：[p.41 Q&A4-4](#)】

■融資対象者の要件■ （2）中小企業者

1-5 ①「会社」とは。②士業法人 ③NPO法人 ④公益法人等 ⑤外国法人 は対象か。

- ①会社とは、会社法で定める「株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社」
 ②士業法人（監査法人・特許業務法人・弁護士法人・税理士法人・司法書士法人・社会保険労務士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人）- 対象。
 ③NPO法人 - 対象。ただし、NPO法人を対象としない保証制度を利用する資金を除く。（小規模事業資金、起業家育成資金、産業創造資金（経営革新計画促進貸付）、産業創造資金（事業承継支援貸付）の一部）
 ④宗教法人、学校法人、一般財団法人、一般社団法人、公益法人、有限責任事業組合（LLP）- 対象外【例外 1-7】
 ⑤外国法人 - 状況により該当する可能性があるが、保証協会に確認すること。

1-6 「外国籍の個人」又は「外国人が代表者の法人」は対象か。

「外国籍の個人」又は「法人の代表者である外国人」が、在留資格で事業制限を受けていなければ対象。在留期間について、①住民基本台帳法に基づく登録を受けた者は住民票の写し（在留カード記載事項が記載されたものに限る）②有効期間内の在留カード両面の写し（特別永住者は特別永住者証明書の写し）のいずれかで確認。また、保証審査上はこれまでの更新履歴から事業の将来的継続性を推測できることが必要。

1-7 「医業を主たる事業とする法人」とは。

- ①医療法人
 ②社会福祉法人・財団法人・社団法人等のうち、病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設、介護医療院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センターを主として営む法人。
 ただし、社会福祉法人等で介護老人保健施設とその他の介護事業（例：介護老人福祉施設や訪問介護サービス）を併営している場合は、医業である「介護老人保健施設」のみに資金使途が限定できなければ保証対象とならない。

4 受付・融資実行に当たっての留意事項

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.2~11を参照)

原則として次の1から8の全てに該当することが県中小企業制度融資の対象者要件です。

- 1 保証対象業種*¹に属する事業を営む中小企業者*²及び中小企業組合*³であること(下記参照)。
- 2 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ●Q&A: [1-12](#)~[1-20](#)

【例外】・起業家育成資金(創業後5年以上10年未満の場合を除く)、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)の一部は、「県内1年以上」は不要。
- 3 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ●Q&A: [1-21](#)~[1-31](#)
- 4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。(p.12一覧表参照) ●Q&A: [1-32](#)~[1-41](#)
- 5 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
- 6 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
- 7 手形交換所等の取引停止処分中でないこと。
- 8 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

■融資対象者の要件■ (3) 県内同一事業1年以上

- 1-12 ①「住所は県外で事業所が県内」にある個人は対象か。
 ②「住所は県内で事業所が県外」にある個人は対象か。
 ③「本店は県外で未登記の支店が県内」にある法人は対象か。
 ④「県外から全部移転」し、県内事業所のみとなつてからの実績が1年未満の者は対象か。
 また、この場合、県内への移転費用は対象か。
 ⑤「県外から一部移転（進出）」し、県内での事業実績が1年未満（県外実績は1年以上）の者は対象か。
 ⑥「県内で移転」し、現営業地での事業実績が1年未満だが対象か。

- ①県内実績が同一業種で1年以上あり、県に個人事業税の申告を行い滞納がなければ対象。
 ②県内実績がないので不可。保証協会の利用要件とは異なるので要注意。
 ③県内での支店の営業実績が同一事業で1年以上あり、県に法人事業税の申告を行い滞納がなければ、登記がなくとも対象。
 ④前営業地と同一事業を引き続き行い、合計で1年以上の実績があれば対象。県外事業所の閉鎖（税務署・都道府県税事務所・市町村等への事業廃業（異動）届）と県内事業所の開業（県税事務所等への事業開業報告書・法人設立等報告書・事業税納税証明書）を確認する。県内での事業着手を客観的に確認できれば、それ以降の移転費用も融資対象。
 ⑤上記④の全部移転の場合と異なり対象外。県内での実績が1年以上あり、事業税の納税期限が到来し、かつ滞納がないことが確認できるようになる時点から申込みが可能。
 ⑥前営業地と同一の事業を引き続き行い合計で1年以上の実績があれば対象。前営業地での事業内容は許可証や前年の決算書等で確認。前所在地を「融資申込書」の「受付機関記入欄」に記入。

1-13 法人の事業歴の開始はどこから見るか。

原則、登記の会社成立の日。登記後に開業に必要な許認可等を取った場合は、許認可等を受けて開業したとき。開業後に登記した場合、①法人市県民税の均等割額が1年分あり ②法人市県民税か法人事業税が2年度分あり ③必要な許認可を登記以前に取得済等の場合、例外的に登記前から事業歴を見る可能性があるため保証協会に確認すること。

1-14 県内で1年以上同一事業を営み、①さらに「業容拡大」する場合、②今までの事業を止めて標準産業分類小分類が異なる別の事業に「業容転換」する場合、対象か。

- ①「経営安定資金、経営あんしん資金、借換資金、特別小口保険利用の小規模事業資金」は対象外だが、それ以外の資金は、事業実態等に問題なく現事業も継続し客観的に新規事業への着手（店舗確保等）が確認できれば対象（法人は定款の事業目的の範囲内であること）。
 ②1年以上継続して小分類が同一な事業を営んでいることが必要なため不可。
 【例外】起業家育成資金は5年未満であれば対象

1-15 次の場合、事業歴の通算が可能か。

- ア 個人経営者が死亡し相続人が事業承継した場合
 イ 個人で相続以外により三親等内の親族に承継した場合
 ウ 会社設立後1年未満で個人事業から通算すると1年以上の場合
 エ 個人事業から法人成りする際に三親等内の親族が代表者になった場合

いずれの場合も次の①～③を満たせば事業歴を通算できる。前事業者の氏名、関係等を申込書の「受付機関記入欄」に記入する（申込時期により前事業者の納税証明書が必要【Q&A1-28参照】）。

- ①原則として、事業上の負債、資産等が継承されていること。
 【例外】医療法人成りなど負債の一部を継承できない場合は個別に判断。
 ②許認可等が必要な場合、その名義が申込人に変更されていること。
 ③承継時点で同一業種を営んでいたこと。

1-16 法人から個人事業に切り替えた場合、事業歴の通算は可能か。

事業歴の通算は可能。法人から個人への継続性につき以下①～③を確認。

- ①法人の廃業届、個人の開業届（日付に整合性）、②登記簿謄本の法人解散、③法人から個人への諸権利の譲渡契約書又は権利の引継が明確となっている取締役会議事録

4 受付・融資実行に当たっての留意事項

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.2~11を参照)

原則として次の1から8の全てに該当することが県中小企業制度融資の対象者要件です。

- 1 保証対象業種*¹に属する事業を営む中小企業者*²及び中小企業組合*³であること(下記参照)。
- 2 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ●Q&A: [1-12](#)~[1-20](#)

【例外】・起業家育成資金(創業後5年以上10年未満の場合を除く)、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)の一部は、「県内1年以上」は不要。
- 3 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ●Q&A: [1-21](#)~[1-31](#)
- 4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。(p.12一覧表参照) ●Q&A: [1-32](#)~[1-41](#)
- 5 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
- 6 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
- 7 手形交換所等の取引停止処分中でないこと。
- 8 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

■ 納税要件 ■

(1) 納税要件については、直近の年度の事業税等について、**納期限が到来している全ての納期分に滞納がないこと**の**確認**が必要です。

※確認が不要な場合もあります。(詳細は(3)を参照。)

申込者	税目	融資申込日*2	添付が必要な領収証書等
法人 *1	法人事業税	事業年度終了後2か月未満	前事業年度分*3
		事業年度終了後2か月以降	直近の事業年度分
個人事業主(法定業種)	個人事業税	4/1~8/30	前年度の1・2期分
		8/31~11/29	当年度の1期分
		11/30~3/31	当年度の1・2期分
個人事業主(法定業種以外)	県民税 及び 市町村民税	4/1~6/29	前年度の1~4期分
		6/30~8/30	当年度の1期分
		8/31~10/30	当年度の1・2期分
		10/31~1/30	当年度の1~3期分
		1/31~3/31	当年度の1~4期分

*1 収益事業を営まないNPO法人の場合は、法人県民税(取扱いは法人事業税と同じ)

*2 法人事業税の納期限 ……事業年度が終了した日から2か月
(確定申告書提出期限の延長の承認を受けた場合は3か月)

個人事業税の納期限 ……1期:8/31、2期:11/30

県民税及び市町村民税の納期限 ……1期:6/30、2期:8/31、3期:10/31、4期:1/31

(納期限が土曜日又は休日にあたるときは、これらの日の翌日)

*3 融資申込時点で、事業税等を納期限前に納付した事業者は、直近の事業年度分の納税証明書を添付

(2) 納税要件は次に記載の書類で確認します。

原則

納税証明書

★「税額等の証明」又は「滞納額がないこと」の証明により、直近年度に滞納がないことを確認。

➡

ただし

下の①~⑦に該当せず、かつ、**納期限内に完納している*場合のみ**

領収証書の写しでも可能

*金融機関等の**領収日付**で確認

【例外】

以下の場合、提出書類として**納税証明書が必要**(領収証書の写しは不可)。

- ①小規模事業資金で特別小口保険の利用(個人に限る)を希望する場合
- ②減免、非課税、徴収猶予の場合
- ③修正申告をしている場合
- ④Pay-easy(ペイジー)を利用して納付した場合
- ⑤県民税及び市町村民税の口座振替による納付で、市町村が口座振替済通知書を発行していない場合
- ⑥信用保証協会が必要と認める場合(信用保証協会の新規利用者等)
- ⑦その他納期限内の完納が領収証書では確認できない場合

(3) 納税要件確認(書類の提出)が不要な場合

以下の資金の利用で納期限が未到来の場合、納税要件の確認書類の提出は不要です(それ以外は必要です)。

- (ア) 起業家育成資金 …… [p. 39](#)
- (イ) 産業創造資金(事業承継支援貸付)の要件アの一部 …… [p. 61](#)
- (ウ) 経営安定資金(大臣指定等貸付) 災害復旧関連・特定業種関連 …… [p. 79](#)
- 〃 (知事指定等貸付) 災害復旧関連 …… [p. 85](#)

4 受付・融資実行に当たっての留意事項

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.2~11を参照)

原則として次の1から8の全てに該当することが県中小企業制度融資の対象者要件です。

- 1 保証対象業種*¹に属する事業を営む中小企業者*²及び中小企業組合*³であること(下記参照)。
- 2 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ●Q&A: [1-12](#)~[1-20](#)

【例外】・起業家育成資金(創業後5年以上10年未満の場合を除く)、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)の一部は、「県内1年以上」は不要。
- 3 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ●Q&A: [1-21](#)~[1-31](#)
- 4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。(p.12一覧表参照) ●Q&A: [1-32](#)~[1-41](#)
- 5 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
- 6 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
- 7 手形交換所等の取引停止処分中でないこと。
- 8 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

■ 資金使途 ■

資金によって取扱いが異なる場合や個別の要件があります。

1 運転資金と設備資金について

原則として、会計処理上、資産計上を要し減価償却を行うもの（備品等）は「設備資金」、減価償却しない資産の取得や資産計上しない経費の支払い等に必要資金は「運転資金」として区分しています。

■ 設備資金（資産計上を要し減価償却を行うもの）の一覧

- ・ 減価償却資産（所得税法施行令第6条）
 - ①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具
 - ⑦工具、器具及び備品 ⑧無形固定資産（特許権・ソフトウェア・営業権等）
- ・ 土地建物等の賃借に伴う保証金及び敷金（経営安定資金（大臣指定等）・知事指定等）災害復旧関連を除く）

（注）同一設備を対象とした複数貸付の併用は不可。

☛ Q&A : [1-42~1-52](#)

2 融資対象とならない資金使途

(1) 設備資金

① **× 土地取得資金**（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

- 【例外】
- ・ 中小企業組合が事業資金（一般貸付）を利用する場合
 - ・ 設備投資促進資金（建物敷地等の場合）
 - ・ 産業創造資金（事業承継支援貸付及び事業承継特別貸付）で事業に不可欠な建物が存する土地・経営承継円滑化法の認定を受けた土地の場合
 - ・ 産業創造資金（産業立地貸付）の一部

② **× 住宅（社宅・寮含む）**

③ **× 株式取得資金**（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

- 【例外】
- ・ 産業創造資金（事業承継支援貸付）における経営承継円滑化法の認定を受けた議決権株式
 - ・ 産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への出資資金

④ **× 乗用車取得資金**

「3・5・7」ナンバーの乗用車*や、乗用車形態の「8」ナンバー車は、確実に事業用に供されることが確認できないため、原則として制度融資の対象外となります。中古車購入等の場合は車検証で確認し、車検証がない場合は見積書やカタログ等で確認してください。オートバイも、荷物積載用の設備を付けるなど明らかに事業用の形態のもの以外は対象外となります。

（*乗用車：人の運送の用に供する軽自動車、小型自動車、乗車定員10人以下の普通自動車）

分類番号		自動車の種別による分類番号	
普通	貨物自動車	1、10~19、100~199	
	乗合自動車	2、20~29、200~299	
小型	乗用自動車	3、30~39、300~399	
	貨物自動車	4、40~49、400~499	
		6、60~69	
	乗用自動車	5、50~59、500~599	
		7、70~79	
特殊用途自動車		8、80~89、800~899	
大型特殊自動車		9、90~99、900~999	
大型特殊自動車のうち建設機械		0、00~09、000~099	



- 【例外】
- ・ 旅客運送業、自動車運転代行業の営業用車両（タクシー・代行随伴車）
 - ・ 自動車賃貸業の賃貸車両（レンタカー）
 - ・ 介護施設*の送迎用車両

* 日本標準産業分類の小分類が児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業に該当する福祉施設に限る。

以上の3つについては、乗用車を使用しないと事業自体が成り立たないほど支障を来すと認められるため、限定的に対象としています。

⑤ **× 設置に必要なとなる許可を受けていない設備のための資金**

■ 資金使途 ■

資金によって取扱いが異なる場合や個別の要件があります。

1 運転資金と設備資金について

原則として、会計処理上、資産計上を要し減価償却を行うもの（備品等）は「設備資金」、減価償却しない資産の取得や資産計上しない経費の支払い等に必要な資金は「運転資金」として区分しています。

■ 設備資金（資産計上を要し減価償却を行うもの）の一覧

- ・ 減価償却資産（所得税法施行令第6条）
 - ①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具
 - ⑦工具、器具及び備品 ⑧無形固定資産（特許権・ソフトウェア・営業権等）
- ・ 土地建物等の賃借に伴う保証金及び敷金（経営安定資金（大臣指定等・知事指定等）災害復旧関連を除く）

（注） 同一設備を対象とした複数貸付の併用は不可。

☛ Q&A : [1-42~1-52](#)

2 融資対象とならない資金使途

(1) 設備資金

① **× 土地取得資金**（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

- 【例外】
- ・ 中小企業組合が事業資金（一般貸付）を利用する場合
 - ・ 設備投資促進資金（建物敷地等の場合）
 - ・ 産業創造資金（事業承継支援貸付及び事業承継特別貸付）で事業に不可欠な建物が存する土地・経営承継円滑化法の認定を受けた土地の場合
 - ・ 産業創造資金（産業立地貸付）の一部

② **× 住宅（社宅・寮含む）**

③ **× 株式取得資金**（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

- 【例外】
- ・ 産業創造資金（事業承継支援貸付）における経営承継円滑化法の認定を受けた議決権株式
 - ・ 産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への出資資金

④ **× 乗用車取得資金**

「3・5・7」ナンバーの乗用車*や、乗用車形態の「8」ナンバー車は、確実に事業用に供されることが確認できないため、原則として制度融資の対象外となります。中古車購入等の場合は車検証で確認し、車検証がない場合は見積書やカタログ等で確認してください。オートバイも、荷物積載用の設備を付けるなど明らかに事業用の形態のもの以外は対象外となります。

（*乗用車：人の運送の用に供する軽自動車、小型自動車、乗車定員10人以下の普通自動車）

大宮 〇〇〇 さ 42-49	分類番号	自動車の種別による分類番号	
		普通	貨物自動車 1、10~19、100~199 乗合自動車 2、20~29、200~299 乗用自動車 3、30~39、300~399 貨物自動車 4、40~49、400~499 6、60~69 乗用自動車 5、50~59、500~599 7、70~79
対象外	小型	特殊用途自動車 8、80~89、800~899	
	原則対象外 【例外】 キッチンカー等	大型特殊自動車 9、90~99、900~999 大型特殊自動車のうち建設機械 0、00~09、000~099	

- 【例外】
- ・ 旅客運送業、自動車運転代行業の営業用車両（タクシー・代行随伴車）
 - ・ 自動車賃貸業の賃貸車両（レンタカー）
 - ・ 介護施設*の送迎用車両

* 日本標準産業分類の小分類が児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業に該当する福祉施設に限る。

以上の3つについては、乗用車を使用しないと事業自体が成り立たないほど支障を来すと認められるため、限定的に対象としています。

⑤ **× 設置に必要なとなる許可を受けていない設備のための資金**

要綱上は対象。ただし、設備資金としての金額の妥当性の判断が必要となるため、審査上、人件費の除外をしたり、他社の見積書と比較をしたりするなど精査をすることがある。特に①は審査上、難しい。

1-44 ①「法人設立の出資金・資本金、増資資金」 ②「組合出資金」
③定期預金を担保として信用状(L/C)を開設する「定期預金作成資金」は対象か。

- ①会社が借り入れるものでないため対象外(増資の出資者は社内の役職員又は社外の個人・法人)
- ②組合に加入するためのもので事業経営に必要ななら対象 ③対象外

1-45 ①競売等の「入札保証金」は対象か。 ②「契約保証金」は対象か。また区分は。

- ①確実に落札できる保証がなく、落札できなければ返還されるため対象外。
- ②事業の取引に不可欠なら対象だが、単に資金運用目的なら対象外。設備・運転の別は性質により判断し、一般に店舗等賃借のためなら設備、商品等の取引のためなら運転資金。

1-46 県外ナンバー車の購入資金は対象か。

対象外。(県外設置設備としての取扱い)
ただし、中古車を購入する場合には制度融資申込受付時に県内ナンバーに変更することを確認し、埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式31)を提出するまでに県内ナンバーへの変更を完了しておく必要がある。

1-47 申込者以外が使用する設備のための資金に関して、下記の資金は対象となるのか。

p.4 に記載のとおり、原則として申込者以外の特定の者が比較的長期(概ね1か月以上)にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の対象外となる。ただし駐車場にあっては、期間に関わらず(時間貸し等)対象外とする。

想定される具体的な資金の対象可否は下表のとおり。

資金使途	対象の可否	備考
コインランドリー	○	特定の者が長期にわたり占有する設備ではないため。
カラオケボックス	○	同上
貸会議室	○	同上
ホテル	○	同上
コインパーキング	△	駐車場に当たるため原則として対象外。ただし、店舗に併設されており、専ら来客用の駐車場と考えられる場合には、店舗の事業のための資金として対象となる。

■資金使途■ (3) 支払済み・設置済みの設備

1-48 所有地に工場を建てる場合、どの時点まで申込み可能か。

着工の有無に関わらず建物引渡完了前なら未支払部分(産業立地資金では対象経費の70%以内)の申込みは可能。

■資金使途■ (4) 住宅

1-49 店舗併用住宅の新增改築費用は対象か。

店舗部分のみ対象。店舗と住宅部分が区分されている場合は店舗部分の見積額(金額の妥当性は要審査)とし、合算の場合は建物全体の延床面積に占める店舗面積により案分した額。建築確認の用途は「専用住宅」ではなく「店舗併用住宅」であること。

■資金使途■ (5) 土地

1-50 ①造成費用 ②建物取壊費用 ③舗装費用 ④土地付きの建物取得資金は、土地取得費用扱いか。

- ①土地購入の際の造成費用は土地取得価額(仲介手数料・不動産取得税・登記費用等)に算入
- ②税法上、取得後概ね1年以内に建物の取壊しに着手する等、建物を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかな場合、土地取得価額に算入
- ③舗装費用(舗装のための整地にかかる費用を含む)は土地ではなく構築物取得費用。

■ 資金使途 ■

資金によって取扱いが異なる場合や個別の要件があります。

1 運転資金と設備資金について

原則として、会計処理上、資産計上を要し減価償却を行うもの（備品等）は「設備資金」、減価償却しない資産の取得や資産計上しない経費の支払い等に必要な資金は「運転資金」として区分しています。

■ 設備資金（資産計上を要し減価償却を行うもの）の一覧

- ・ 減価償却資産（所得税法施行令第6条）
 - ①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具
 - ⑦工具、器具及び備品 ⑧無形固定資産（特許権・ソフトウェア・営業権等）
- ・ 土地建物等の賃借に伴う保証金及び敷金（経営安定資金（大臣指定等・知事指定等）災害復旧関連を除く）

（注）同一設備を対象とした複数貸付の併用は不可。

☛ Q&A : [1-42](#)~[1-52](#)

2 融資対象とならない資金使途

(1) 設備資金

① **× 土地取得資金**（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

- 【例外】
- ・ 中小企業組合が事業資金（一般貸付）を利用する場合
 - ・ 設備投資促進資金（建物敷地等の場合）
 - ・ 産業創造資金（事業承継支援貸付及び事業承継特別貸付）で事業に不可欠な建物が存する土地・経営承継円滑化法の認定を受けた土地の場合
 - ・ 産業創造資金（産業立地貸付）の一部

② **× 住宅（社宅・寮含む）**

③ **× 株式取得資金**（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

- 【例外】
- ・ 産業創造資金（事業承継支援貸付）における経営承継円滑化法の認定を受けた議決権株式
 - ・ 産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への出資資金

④ **× 乗用車取得資金**

「3・5・7」ナンバーの乗用車*や、乗用車形態の「8」ナンバー車は、確実に事業用に供されることが確認できないため、原則として制度融資の対象外となります。中古車購入等の場合は車検証で確認し、車検証がない場合は見積書やカタログ等で確認してください。オートバイも、荷物積載用の設備を付けるなど明らかに事業用の形態のもの以外は対象外となります。

（*乗用車：人の運送の用に供する軽自動車、小型自動車、乗車定員10人以下の普通自動車）

分類番号		自動車の種別による分類番号	
普通	貨物自動車	1、10~19、100~199	
	乗合自動車	2、20~29、200~299	
小型	乗用自動車	3、30~39、300~399	
	貨物自動車	4、40~49、400~499	
		6、60~69	
	乗用自動車	5、50~59、500~599	
		7、70~79	
	特殊用途自動車	8、80~89、800~899	
	大型特殊自動車	9、90~99、900~999	
	大型特殊自動車のうち建設機械	0、00~09、000~099	

- 【例外】
- ・ 旅客運送業、自動車運転代行業の営業用車両（タクシー・代行随伴車）
 - ・ 自動車賃貸業の賃貸車両（レンタカー）
 - ・ 介護施設*の送迎用車両

* 日本標準産業分類の小分類が児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業に該当する福祉施設に限る。

以上の3つについては、乗用車を使用しないと事業自体が成り立たないほど支障を来すと認められるため、限定的に対象としています。

⑤ **× 設置に必要となる許可を受けていない設備のための資金**

⑥ ×公害の発生するおそれのある設備のための資金

⑦ ×埼玉県外に設置する設備のための資金

※運転資金についても、県外のみ利用されることが明らかな場合は、原則として対象外

⑧ ×申込者以外が使用する設備のための資金

原則として申込者以外の特定の者が比較的長期（概ね1か月以上）にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の対象外となります。ただし、駐車場にあっては、期間に関わらず（時間貸し等）対象外となります。

＜例＞オフィスビルやアパート等の賃貸用物件の建設・改修等は、居住者（＝申込者以外）が使用する設備となるため、制度融資の対象外となります（運転資金に該当する小規模な内装工事・修繕は除く）。

【例外】以下の資金使途であれば、申込者以外が使用する設備であっても、融資対象になります。

- ・物品賃貸業（リース業、レンタル業）を営む者の賃貸用物件
- ・下請企業、外注先に貸与する設備のうち申込者の自社製品専用の金型
- ・罹災証明を受けた賃貸物件の原状回復工事（被災資産の原状回復費用は修繕費とするという税務上の取扱いに該当すれば、制度融資の申込区分上、設備資金に該当しても対象）

⑨ ×申込時（商工団体等受付時）において設置済みの設備のための資金

（融資実行前に設置が見込まれる場合も原則として対象外）

*設置済みとは？

所有権の移転（引渡し）後、又は当該設備を用いて営業が開始されていることをいいます。ただし、改装等の場合は、営業していても工事中であれば設置前、車両の場合は登録済みでも納車前であれば設置前となります。（注意）リース済み物件の購入は、設置済みの扱いとなり、融資対象外になります。

【例外】以下の2資金では、**設置後6か月未満の設備の未払部分**が融資対象となります。

- （ア）小規模事業資金
- （イ）起業家育成資金

また、産業創造資金（事業承継支援貸付）（[p. 61](#)参照）においても、設置済みの設備の未払部分は融資対象となります。

⑩ ×申込時（商工団体等受付時）において支払済みの設備のための資金

（融資実行前に支払いが見込まれる場合も原則として対象外）

手付金支払済みの場合、手付金を除いた額のみ対象となります。

(2) 運転資金

① ×借入金の返済資金

【例外】

- ・産業創造資金（事業承継特別貸付）
- ・小規模事業資金の借換制度
- ・借換資金（県制度融資の借換えに要する資金に限ります）
- ・企業パワーアップ資金（新規運転資金を併せる場合に限ります）
- ・経営安定資金（大臣指定等貸付）金融円滑化関連（破綻金融機関等との取引に係る借入金の返済資金に限ります）
- ・起業家育成資金の借換制度

② ×納税に充てる資金

【例外】

- ・物品代金の消費税相当額
- ・車両購入時の自動車税・取得税・重量税等

③ ×プロジェクト資金*（宅地・建売分譲の際、短期で一括返済することが多いため対象外）

不動産業の運転資金はプロジェクト資金以外の場合、資金の必要性を精査した上で取り扱っています。

*プロジェクト資金：不動産業者が販売目的で土地や建物を購入する場合の資金

④ ×取引先等への転貸資金、中小企業組合による組合員への転貸資金

【例外】産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への転貸資金

⑥ **×公害の発生するおそれのある設備のための資金**

⑦ **×埼玉県外に設置する設備のための資金**

※運転資金についても、**県外のみ**に利用されることが明らかな場合は、原則として対象外

⑧ **×申込者以外が使用する設備のための資金**

原則として申込者以外の特定の者が比較的長期（概ね1か月以上）にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の対象外となります。ただし、駐車場にあっては、期間に関わらず（時間貸し等）対象外となります。

＜例＞オフィスビルやアパート等の賃貸用物件の建設・改修等は、居住者（＝申込者以外）が使用する設備となるため、制度融資の対象外となります（運転資金に該当する小規模な内装工事・修繕は除く）。

【例外】以下の資金使途であれば、申込者以外が使用する設備であっても、融資対象になります。

- ・物品賃貸業（リース業、レンタル業）を営む者の賃貸用物件
- ・下請企業、外注先に貸与する設備のうち申込者の自社製品専用の金型
- ・罹災証明を受けた賃貸物件の原状回復工事（被災資産の原状回復費用は修繕費とするという税務上の取扱いに該当すれば、制度融資の申込区分上、設備資金に該当しても対象）

⑨ **×申込時（商工団体等受付時）において設置済みの設備のための資金**

（融資実行前に設置が見込まれる場合も原則として対象外）

*設置済みとは？

所有権の移転（引渡し）後、又は当該設備を用いて営業が開始されていることをいいます。ただし、改装等の場合は、営業していても工事中であれば設置前、車両の場合は登録済みでも納車前であれば設置前となります。**（注意）リース済み物件の購入は、設置済みの扱いとなり、融資対象外になります。**

【例外】以下の2資金では、**設置後6か月未満の設備の未払部分**が融資対象となります。

- （ア）小規模事業資金
- （イ）起業家育成資金

また、産業創造資金（事業承継支援貸付）（[p. 61](#)参照）においても、設置済みの設備の未払部分は融資対象となります。

⑩ **×申込時（商工団体等受付時）において支払済みの設備のための資金**

（融資実行前に支払いが見込まれる場合も原則として対象外）

手付金支払済みの場合、手付金を除いた額のみ対象となります。

(2) 運転資金

① **×借入金の返済資金**

【例外】・産業創造資金（事業承継特別貸付）

- ・小規模事業資金の借換制度
- ・借換資金（県制度融資の借換えに要する資金に限ります）
- ・企業パワーアップ資金（新規運転資金を併せる場合に限ります）
- ・経営安定資金（大臣指定等貸付）金融円滑化関連（破綻金融機関等との取引に係る借入金の返済資金に限ります）
- ・起業家育成資金の借換制度

② **×納税に充てる資金**

【例外】・物品代金の消費税相当額
・車両購入時の自動車税・取得税・重量税等

③ **×プロジェクト資金** *（宅地・建売分譲の際、短期で一括返済することが多いため対象外）

不動産業の運転資金はプロジェクト資金以外の場合、資金の必要性を精査した上で取り扱っています。

*プロジェクト資金：不動産業者が販売目的で土地や建物を購入する場合の資金

④ **×取引先等への転貸資金、中小企業組合による組合員への転貸資金**

【例外】産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への転貸資金

⑥ **×公害の発生するおそれのある設備のための資金**

⑦ **×埼玉県外に設置する設備のための資金**

※運転資金についても、県外のみに利用されることが明らかな場合は、原則として対象外

⑧ **×申込者以外が使用する設備のための資金**

原則として申込者以外の特定の者が比較的長期（概ね1か月以上）にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の対象外となります。ただし、駐車場にあっては、期間に関わらず（時間貸し等）対象外となります。

＜例＞オフィスビルやアパート等の賃貸用物件の建設・改修等は、居住者（＝申込者以外）が使用する設備となるため、制度融資の対象外となります（運転資金に該当する小規模な内装工事・修繕は除く）。

【例外】以下の資金使途であれば、申込者以外が使用する設備であっても、融資対象になります。

- ・物品賃貸業（リース業、レンタル業）を営む者の賃貸用物件
- ・下請企業、外注先に貸与する設備のうち申込者の自社製品専用の金型
- ・罹災証明を受けた賃貸物件の原状回復工事（被災資産の原状回復費用は修繕費とするという税務上の取扱いに該当すれば、制度融資の申込区分上、設備資金に該当しても対象）

⑨ **×申込時（商工団体等受付時）において設置済みの設備のための資金**

（融資実行前に設置が見込まれる場合も原則として対象外）

*設置済みとは？

所有権の移転（引渡し）後、又は当該設備を用いて営業が開始されていることをいいます。ただし、改装等の場合は、営業していても工事中であれば設置前、車両の場合は登録済みでも納車前であれば設置前となります。（注意）リース済み物件の購入は、設置済みの扱いとなり、融資対象外になります。

【例外】以下の2資金では、**設置後6か月未満の設備の未払部分**が融資対象となります。

- （ア）小規模事業資金
 - （イ）起業家育成資金
- また、産業創造資金（事業承継支援貸付）（[p.61](#)参照）においても、設置済みの設備の未払部分は融資対象となります。

⑩ **×申込時（商工団体等受付時）において支払済みの設備のための資金**

（融資実行前に支払いが見込まれる場合も原則として対象外）

手付金支払済みの場合、手付金を除いた額のみ対象となります。

(2) 運転資金

① **×借入金の返済資金**

- 【例外】
- ・産業創造資金（事業承継特別貸付）
 - ・小規模事業資金の借換制度
 - ・借換資金（県制度融資の借換えに要する資金に限ります）
 - ・企業パワーアップ資金（新規運転資金を併せる場合に限ります）
 - ・経営安定資金（大臣指定等貸付）金融円滑化関連（破綻金融機関等との取引に係る借入金の返済資金に限ります）
 - ・起業家育成資金の借換制度

② **×納税に充てる資金**

- 【例外】
- ・物品代金の消費税相当額
 - ・車両購入時の自動車税・取得税・重量税等

③ **×プロジェクト資金** *（宅地・建売分譲の際、短期で一括返済することが多いため対象外）

不動産業の運転資金はプロジェクト資金以外の場合、資金の必要性を精査した上で取り扱っています。

*プロジェクト資金：不動産業者が販売目的で土地や建物を購入する場合の資金

④ **×取引先等への転貸資金、中小企業組合による組合員への転貸資金**

【例外】産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への転貸資金

⑥ **×公害の発生するおそれのある設備のための資金**

⑦ **×埼玉県外に設置する設備のための資金**

※運転資金についても、県外のみに利用されることが明らかな場合は、原則として対象外

⑧ **×申込者以外が使用する設備のための資金**

原則として申込者以外の特定の者が比較的長期（概ね1か月以上）にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の対象外となります。ただし、駐車場にあっては、期間に関わらず（時間貸し等）対象外となります。

＜例＞オフィスビルやアパート等の賃貸用物件の建設・改修等は、居住者（＝申込者以外）が使用する設備となるため、制度融資の対象外となります（運転資金に該当する小規模な内装工事・修繕は除く）。

【例外】以下の資金使途であれば、申込者以外が使用する設備であっても、融資対象になります。

- ・物品賃貸業（リース業、レンタル業）を営む者の賃貸用物件
- ・下請企業、外注先に貸与する設備のうち申込者の自社製品専用の金型
- ・罹災証明を受けた賃貸物件の原状回復工事（被災資産の原状回復費用は修繕費とするという税務上の取扱いに該当すれば、制度融資の申込区分上、設備資金に該当しても対象）

⑨ **×申込時（商工団体等受付時）において設置済みの設備のための資金**

（融資実行前に設置が見込まれる場合も原則として対象外）

*設置済みとは？

所有権の移転（引渡し）後、又は当該設備を用いて営業が開始されていることをいいます。ただし、改装等の場合は、営業していても工事中であれば設置前、車両の場合は登録済みでも納車前であれば設置前となります。**（注意）リース済み物件の購入は、設置済みの扱いとなり、融資対象外になります。**

【例外】以下の2資金では、**設置後6か月未満の設備の未払部分**が融資対象となります。

- （ア）小規模事業資金
 - （イ）起業家育成資金
- また、産業創造資金（事業承継支援貸付）（[p. 61](#)参照）においても、設置済みの設備の未払部分は融資対象となります。

⑩ **×申込時（商工団体等受付時）において支払済みの設備のための資金**

（融資実行前に支払いが見込まれる場合も原則として対象外）

手付金支払済みの場合、手付金を除いた額のみ対象となります。

(2) 運転資金

① **×借入金の返済資金**

【例外】

- ・産業創造資金（事業承継特別貸付）
- ・小規模事業資金の借換制度
- ・借換資金（県制度融資の借換えに要する資金に限ります）
- ・企業パワーアップ資金（新規運転資金を併せる場合に限ります）
- ・経営安定資金（大臣指定等貸付）金融円滑化関連（破綻金融機関等との取引に係る借入金の返済資金に限ります）
- ・起業家育成資金の借換制度

② **×納税に充てる資金**

【例外】

- ・物品代金の消費税相当額
- ・車両購入時の自動車税・取得税・重量税等

③ **×プロジェクト資金** *（宅地・建売分譲の際、短期で一括返済することが多いため対象外）

不動産業の運転資金はプロジェクト資金以外の場合、資金の必要性を精査した上で取り扱っています。

*プロジェクト資金：不動産業者が販売目的で土地や建物を購入する場合の資金

④ **×取引先等への転貸資金、中小企業組合による組合員への転貸資金**

【例外】産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への転貸資金

⑥ **×公害の発生するおそれのある設備のための資金**

⑦ **×埼玉県外に設置する設備のための資金**

※運転資金についても、県外のみに利用されることが明らかな場合は、原則として対象外

⑧ **×申込者以外が使用する設備のための資金**

原則として申込者以外の特定の者が比較的長期（概ね1か月以上）にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の対象外となります。ただし、駐車場にあっては、期間に関わらず（時間貸し等）対象外となります。

＜例＞オフィスビルやアパート等の賃貸用物件の建設・改修等は、居住者（＝申込者以外）が使用する設備となるため、制度融資の対象外となります（運転資金に該当する小規模な内装工事・修繕は除く）。

【例外】以下の資金使途であれば、申込者以外が使用する設備であっても、融資対象になります。

- ・物品賃貸業（リース業、レンタル業）を営む者の賃貸用物件
- ・下請企業、外注先に貸与する設備のうち申込者の自社製品専用の金型
- ・罹災証明を受けた賃貸物件の原状回復工事（被災資産の原状回復費用は修繕費とするという税務上の取扱いに該当すれば、制度融資の申込区分上、設備資金に該当しても対象）

⑨ **×申込時（商工団体等受付時）において設置済みの設備のための資金**

（融資実行前に設置が見込まれる場合も原則として対象外）

*設置済みとは？

所有権の移転（引渡し）後、又は当該設備を用いて営業が開始されていることをいいます。ただし、改装等の場合は、営業していても工事中であれば設置前、車両の場合は登録済みでも納車前であれば設置前となります。（注意）リース済み物件の購入は、設置済みの扱いとなり、融資対象外になります。

【例外】以下の2資金では、**設置後6か月未満の設備の未払部分**が融資対象となります。

- （ア）小規模事業資金
- （イ）起業家育成資金

また、産業創造資金（事業承継支援貸付）（[p. 61](#)参照）においても、設置済みの設備の未払部分は融資対象となります。

⑩ **×申込時（商工団体等受付時）において支払済みの設備のための資金**

（融資実行前に支払いが見込まれる場合も原則として対象外）

手付金支払済みの場合、手付金を除いた額のみ対象となります。

(2) 運転資金

① **×借入金の返済資金**

【例外】

- ・産業創造資金（事業承継特別貸付）
- ・小規模事業資金の借換制度
- ・借換資金（県制度融資の借換えに要する資金に限ります）
- ・企業パワーアップ資金（新規運転資金を併せる場合に限ります）
- ・経営安定資金（大臣指定等貸付）金融円滑化関連（破綻金融機関等との取引に係る借入金の返済資金に限ります）
- ・起業家育成資金の借換制度

② **×納税に充てる資金**

【例外】

- ・物品代金の消費税相当額
- ・車両購入時の自動車税・取得税・重量税等

③ **×プロジェクト資金** *（宅地・建売分譲の際、短期で一括返済することが多いため対象外）

不動産業の運転資金はプロジェクト資金以外の場合、資金の必要性を精査した上で取り扱っています。

*プロジェクト資金：不動産業者が販売目的で土地や建物を購入する場合の資金

④ **×取引先等への転貸資金、中小企業組合による組合員への転貸資金**

【例外】産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への転貸資金

■ 申込みに必要な書類早見表 ■

詳しくは各資金のページを参照してください

運転・設備資金又は複数資金を同時に申し込む場合は、2口となるため★印の書類は原本2組を提出。
(★印以外は1部で可。)

※金融機関や保証協会の審査過程において、下記以外の書類が必要となる場合があります。

☛ Q&A : [1-58~75](#)

書 類	参考： 県指定様式集HP	受付時 必要部数	金融機関	保証協会
基本書類【共通】				
(1) ★	<p>埼玉県中小企業制度融資申込書 (様式1*、様式1-2又は様式1-3)</p> <p>*産業創造資金(事業承継特別貸付)、企業パワーアップ資金は様式1-2、 産業創造資金(産業立地貸付)は様式1-3(いずれも複写式でない)</p> <p>※「個人情報の取扱いについて」を事業者に交付、内容を説明の上、了承を得ること(申込書の同意欄に☑)</p>	<p>(様式1) 原則として複写式 4枚1組</p> <p>(様式1-2 又は様式 1-3) 原本2</p>	<p>2枚目</p> <p>原本</p>	<p>3枚目 (写し可)</p> <p>原本又は 写し</p>
(2)	<p>事業税の納税証明書等* (具体的内容は p.9 参照)</p> <p>(法定業種以外の事業を営む個人は県民税及び市町村民税)</p> <p>*納税証明書等：(ア)納税証明書(原本1写し1) (イ)領収証書(納期限内に完納されたものに限る)の写し</p> <p>*同一納付期間分を提出済の場合、写し2で可</p>	<p>原本1 写し1 (写し2)</p>	<p>金融機関 の求めに 応じ原本 又は写し</p>	<p>写し</p>
(3)	<p>最新2期分の確定申告書(決算書)の写し*</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の場合：青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳書を含む 法人の場合：確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書の添付が必須 <p>*2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分のみで可</p> <p>*以下の資金の利用に際し、1期目の確定申告又は決算が終了していない場合には不要</p> <p>起業家育成資金、産業創造資金(事業承継支援貸付)における承継者(ただし、被承継者は必要)、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連</p> <p>*NPO法人の場合、特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類も必要</p> <p>①事業報告書、②計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録、 ③年間役員名簿、④社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面</p> <p>・確定申告書が税務署に提出されたものであることを確認し、受付機関は申込書受付欄記入欄「※」の該当項目にチェック ☛ Q&A 1-30</p> <p>・確定申告書のマイナンバー(個人番号)は、必ず黒塗り・マスキング等を実施</p>	<p>写し2</p>	<p>写し</p>	<p>写し</p>
(4)	許可書・登録書等の写し(必要な業種の場合)(具体的内容は p.12 参照)	写し2	写し	写し
(5)	埼玉県中小企業制度融資に関する特約書 (様式28 をひな形とする。) (融資実行に先立ち取扱金融機関に提出)		原本	
基本書類【設備資金を申し込む場合】				
(6)	見積書の写し			
(7)	カタログ又は図面の写し(平面図・立面図・配置図等)(必要に応じて)			
(8)	建築確認申請書及び建築確認済証の写し(建物建築・取得の場合)			
(9)	賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書等の写し (自己所有でない建物の改装等の場合)	写し2	写し	写し
(10)	契約書の写し(賃借する建物の保証金等の場合)			
(11)	土地売買契約書の写し (事業資金(一般貸付)における中小企業組合、設備投資促進資金、産業創造資金(事業承継特別貸付及び事業承継支援貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)による土地取得資金の場合)			

書 類		受付時 必要部数	金融機関	保証協会
基本書類【保証協会必要書類】				
(12)	印鑑証明書（法人の場合は代表者個人分も必要） ※既に取扱金融機関に印鑑証明書を提出済の場合、原本提出を省略できる場合あり。取扱金融機関に確認してください。	/	原本	写し
(13) ★	信用保証委託申込書（保証協会所定の様式）	/	-	原本
(14) ★	信用保証委託契約書（保証協会所定の様式）	/	-	原本
(15)	経歴書（保証協会新規利用者の場合）	原本1 写し1	原本又は 写し	原本又は 写し
(16) ☆	登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し（参考：Q&A 1-64） （会社設立からの経緯が全て分かるもの） ※インターネット登記情報提供サービスにより出力したものでも可。 ただし、審査状況によっては、その他の書類が必要となる場合あり。	写し2	写し	写し
(17) ☆	定款の写し （起業家育成資金（借換制度を除く）又は初回決算を迎えていない場合のみ）	写し1	-	写し
(18)	個人情報の取扱いに関する同意書（包括同意型） （同一金融機関に提出済の場合は不要）	/	原本	原本
(19)	残高試算表（決算期から6か月以上経過の場合など）	/	写し	写し
(20)	従業員数確認書類（資本金が基準を超え、従業員数が基準の9割超の場合のみ。p.2参照） 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書、日本年金機構等公的機関による証明書ほか、（詳細は保証協会まで）	/	写し	原本 又は 写し
(21)	その他必要な場合 資金計画書・設備計画書 ほか	/	-	-
事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合に必要な書類				
(22)	（制度の適用を希望する場合） 「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書 （保証協会所定）	/	写し	原本 又は 写し
(23)	（経営者保証を提供する場合） 「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明（保証協会所定）	/		
各資金必要書類				
(24)	各資金の利用に係る必要書類（具体的内容は各資金ページを参照）	原本1 写し1	写し	原本 又は 写し
(25)	各資金の利用に係る認定書・計画書等（具体的内容は各資金ページを参照）	又は 写し2		

☆：保証協会の利用があり、内容に変更がなければ提出不要の書類

なお、受付機関では、(1)のみ、最長融資期間中の保管が必須です（提出されたその他の書類の写しは任意）。
ただし、受付機関において認定を行う様式については、写しを保存するなど、認定した内容が後から確認できるようにしてください。

■ 申込みに必要な書類早見表 ■

詳しくは各資金のページを参照してください

運転・設備資金又は複数資金を同時に申し込む場合は、2口となるため★印の書類は原本2組を提出。
(★印以外は1部で可。)

※金融機関や保証協会の審査過程において、下記以外の書類が必要となる場合があります。

☛ Q&A : [1-58~75](#)

書 類		参考： 県指定様式集HP	受付時 必要部数	金融機関	保証協会
基本書類【共通】					
(1) ★	<p>埼玉県中小企業制度融資申込書 (様式1*、様式1-2又は様式1-3)</p> <p>*産業創造資金(事業承継特別貸付)、企業パワーアップ資金は様式1-2、 産業創造資金(産業立地貸付)は様式1-3(いずれも複写式でない)</p> <p>※「個人情報の取扱いについて」を事業者に交付、内容を説明の上、了承を得ること(申込書の同意欄に☑)</p>		(様式1) 原則として複写式 4枚1組 (様式1-2 又は様式 1-3) 原本2	2枚目 原本	3枚目 (写し可) 原本又は 写し
(2)	<p>事業税の納税証明書等*(具体的内容はp.9参照) (法定業種以外の事業を営む個人は県民税及び市町村民税)</p> <p>*納税証明書等：(ア)納税証明書(原本1写し1) (イ)領収証書(納期限内に完納されたものに限る)の写し</p> <p>*同一納付期間分を提出済の場合、写し2で可</p>	<p>原則は(ア)を提出。 一定要件を満たせば (イ)でも可。</p>	原本1 写し1 (写し2)	金融機関 の求めに 応じ原本 又は写し	写し
(3)	<p>最新2期分の確定申告書(決算書)の写し*</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の場合：青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳書を含む 法人の場合：確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書の添付が必須 <p>*2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分のみで可</p> <p>*以下の資金の利用に際し、1期目の確定申告又は決算が終了していない場合には不要</p> <p>起業家育成資金、産業創造資金(事業承継支援貸付)における承継者(ただし、被承継者は必要)、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連</p> <p>*NPO法人の場合、特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類も必要</p> <p>①事業報告書、②計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録、 ③年間役員名簿、④社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面</p> <p>・確定申告書が税務署に提出されたものであることを確認し、受付機関は申込書受付欄記入欄「※」の該当項目にチェック ☛ Q&A 1-30</p> <p>・確定申告書のマイナンバー(個人番号)は、必ず黒塗り・マスキング等を実施</p>		写し2	写し	写し
(4)	許可書・登録書等の写し(必要な業種の場合)(具体的内容は p.12 参照)		写し2	写し	写し
(5)	埼玉県中小企業制度融資に関する特約書 (様式28 をひな形とする。) (融資実行に先立ち取扱金融機関に提出)			原本	
基本書類【設備資金を申し込む場合】					
(6)	見積書の写し				
(7)	カタログ又は図面の写し(平面図・立面図・配置図等)(必要に応じて)				
(8)	建築確認申請書及び建築確認済証の写し(建物建築・取得の場合)				
(9)	賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書等の写し (自己所有でない建物の改装等の場合)		写し2	写し	写し
(10)	契約書の写し(賃借する建物の保証金等の場合)				
(11)	土地売買契約書の写し (事業資金(一般貸付)における中小企業組合、設備投資促進資金、産業創造資金(事業承継特別貸付及び事業承継支援貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)による土地取得資金の場合)				

■ 申込みに必要な書類早見表 ■

詳しくは各資金のページを参照してください

運転・設備資金又は複数資金を同時に申し込む場合は、2口となるため★印の書類は原本2組を提出。
(★印以外は1部で可。)

※金融機関や保証協会の審査過程において、下記以外の書類が必要となる場合があります。

☛ Q&A : [1-58~75](#)

書 類	参考： 県指定様式集HP	受付時 必要部数	金融機関	保証協会
基本書類【共通】				
(1) ★	<p>埼玉県中小企業制度融資申込書 (様式1*、様式1-2又は様式1-3)</p> <p>*産業創造資金(事業承継特別貸付)、企業パワーアップ資金は様式1-2、 産業創造資金(産業立地貸付)は様式1-3(いずれも複写式でない)</p> <p>※「個人情報の取扱いについて」を事業者に交付、内容を説明の上、了承を得ること(申込書の同意欄に☑)</p>	<p>(様式1) 原則として複写式 4枚1組</p> <p>(様式1-2 又は様式 1-3) 原本2</p>	<p>2枚目</p> <p>原本</p>	<p>3枚目 (写し可)</p> <p>原本又は 写し</p>
(2)	<p>事業税の納税証明書等* (具体的内容は p.9 参照)</p> <p>(法定業種以外の事業を営む個人は県民税及び市町村民税)</p> <p>*納税証明書等：(ア)納税証明書(原本1写し1) (イ)領収証書(納期限内に完納されたものに限る)の写し</p> <p>*同一納付期間分を提出済の場合、写し2で可</p>	<p>原本1 写し1 (写し2)</p>	<p>金融機関 の求めに 応じ原本 又は写し</p>	<p>写し</p>
(3)	<p>最新2期分の確定申告書(決算書)の写し*</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の場合：青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳書を含む 法人の場合：確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書の添付が必須 <p>*2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分のみで可</p> <p>*以下の資金の利用に際し、1期目の確定申告又は決算が終了していない場合には不要</p> <p>起業家育成資金、産業創造資金(事業承継支援貸付)における承継者(ただし、被承継者は必要)、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連</p> <p>*NPO法人の場合、特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類も必要</p> <p>①事業報告書、②計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録、 ③年間役員名簿、④社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面</p> <p>・確定申告書が税務署に提出されたものであることを確認し、受付機関は申込書受付欄記入欄「※」の該当項目にチェック ☛ Q&A 1-30</p> <p>・確定申告書のマイナンバー(個人番号)は、必ず黒塗り・マスキング等を実施</p>	<p>写し2</p>	<p>写し</p>	<p>写し</p>
(4)	許可書・登録書等の写し(必要な業種の場合)(具体的内容は p.12 参照)	写し2	写し	写し
(5)	埼玉県中小企業制度融資に関する特約書 (様式28 をひな形とする。) (融資実行に先立ち取扱金融機関に提出)		原本	
基本書類【設備資金を申し込む場合】				
(6)	見積書の写し			
(7)	カタログ又は図面の写し(平面図・立面図・配置図等)(必要に応じて)			
(8)	建築確認申請書及び建築確認済証の写し(建物建築・取得の場合)			
(9)	賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書等の写し (自己所有でない建物の改装等の場合)	写し2	写し	写し
(10)	契約書の写し(賃借する建物の保証金等の場合)			
(11)	土地売買契約書の写し (事業資金(一般貸付)における中小企業組合、設備投資促進資金、産業創造資金(事業承継特別貸付及び事業承継支援貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)による土地取得資金の場合)			

書 類		受付時 必要部数	金融機関	保証協会
基本書類【保証協会必要書類】				
(12)	印鑑証明書（法人の場合は代表者個人分も必要） ※既に取扱金融機関に印鑑証明書を提出済の場合、原本提出を省略できる場合あり。取扱金融機関に確認してください。	/	原本	写し
(13) ★	信用保証委託申込書（保証協会所定の様式）	/	-	原本
(14) ★	信用保証委託契約書（保証協会所定の様式）	/	-	原本
(15)	経歴書（保証協会新規利用者の場合）	原本1 写し1	原本又は 写し	原本又は 写し
(16) ☆	登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し（参考：Q&A 1-64） （会社設立からの経緯が全て分かるもの） ※インターネット登記情報提供サービスにより出力したものでも可。 ただし、審査状況によっては、その他の書類が必要となる場合あり。	写し2	写し	写し
(17) ☆	定款の写し （起業家育成資金（借換制度を除く）又は初回決算を迎えていない場合のみ）	写し1	-	写し
(18)	個人情報の取扱いに関する同意書（包括同意型） （同一金融機関に提出済の場合は不要）	/	原本	原本
(19)	残高試算表（決算期から6か月以上経過の場合など）	/	写し	写し
(20)	従業員数確認書類（資本金が基準を超え、従業員数が基準の9割超の場合のみ。p.2参照） 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書、日本年金機構等公的機関による証明書ほか、（詳細は保証協会まで）	/	写し	原本 又は 写し
(21)	その他必要な場合 資金計画書・設備計画書 ほか	/	-	-
事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合に必要な書類				
(22)	（制度の適用を希望する場合） 「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書 （保証協会所定）	/	写し	原本 又は 写し
(23)	（経営者保証を提供する場合） 「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明（保証協会所定）	/		
各資金必要書類				
(24)	各資金の利用に係る必要書類（具体的内容は各資金ページを参照）	原本1 写し1	写し	原本 又は 写し
(25)	各資金の利用に係る認定書・計画書等（具体的内容は各資金ページを参照）	又は 写し2		

☆：保証協会の利用があり、内容に変更がなければ提出不要の書類

なお、受付機関では、(1)のみ、最長融資期間中の保管が必須です（提出されたその他の書類の写しは任意）。
ただし、受付機関において認定を行う様式については、写しを保存するなど、認定した内容が後から確認できるようにしてください。

■ 現地調査について ■

不正利用の防止を図り、金融機関・保証協会の審査、さらにその後の経営指導に生かすため、受付機関が事業所(予定地)を訪問して、客観的に事業実態を確認する調査です。

1. 現地調査が必要な資金

小規模事業資金 p.33、起業家育成資金 p.39

2. 現地調査を省略できる場合 (以下(1)～(6)のいずれか)

- (1) 開業後1年以上*¹又は分社化(小規模事業資金除く) *1 県外から移転後1年未満の場合は省略不可
 (2) 金融機関取引(事業貸付・手形割引・当座預金)6か月以上*² (ネット銀行取引のみの場合は省略不可)
 → 申込者と金融機関(融資申込みを希望する金融機関以外(日本政策金融公庫を含む)でも可)との間に事業上の貸付、手形割引又は当座預金の取引が申込日以前1年間に通算して6か月以上ある場合

*2 信用保証付きの借入金がある場合、資料添付は不要。

それ以外の場合は、勘定科目内訳書、借入金返済表、手形割引実行明細表、当座預金通帳等を添付してください。

・カードローン・普通預金の場合、事業上の取引であることが明確でない対象外

・同じ取扱金融機関の異なる支店での取引期間、法人成りした場合の個人での取引期間も通算可。

(3) 経営指導6か月以上(受付機関によるもの)

(4) 1年以内に制度融資・日本政策金融公庫融資申込受付及び融資実行実績あり

→ 受付機関が、最近1年以内に申込者からの制度融資又は日本政策金融公庫の融資申込受付及び融資実行を受けている場合

(5) 商工会議所・商工会の会員期間1年以上

(6) その他営業実態把握(申込書の括弧内に具体的内容記載)

→ 上記以外で受付機関が営業実態を把握していると判断できる場合

<例> 開業中の飲食店を把握、工場の操業を把握、別の事業者との取引を把握、数か月に渡り複数回の経営指導を継続して行い営業実績を把握

【参考】 埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)下部の受付機関記入欄

*1 受付機関にて、次の項目を実施 限度額を超過していない旨の確認(ヒアリング含む) (認定組合員のみ) 様式30の送付

*2 次のいずれかでも印がつかない場合、現地調査報告書(様式26)を作成

④ 起業家育成資金で開業後1年以上又は分社化の場合

金融機関取引(事業貸付・手形割引・当座預金)6か月以上 経営指導6か月以上 1年以内に制度融資・公庫融資受付及び実行

商工会議所・商工会会員1年以上 その他営業実態把握()

*3 小規模事業資金の個人事業者で特別の配慮希望のある場合 利用可(新税証明書等確認済) 不可

※ 確定申告書 国税務署提出 収受印等あり 収受印等なし 電子申請(受信通知) 商工団体受付 市町村受付(収受印)

3. 現地調査報告書(様式26)の作成

上記2の現地調査を省略できる場合に該当しない場合、現地において、建物、備品・商品、車両等、帳簿、看板、従業員等、事業活動又は創業準備の状況を把握し、報告書を作成(事業実態の把握に必要な事項をチェック)するとともに、必要な経営指導等を行ってください。

※ 原本1部、写し1部を密封した封筒に入れて申込者経由で取扱金融機関へ送付(取扱金融機関の承諾を得た場合は、電子メール等の電磁的方法で取扱金融機関へ送付することも可)し、写し1部を保管

- ・本社が県外で県内事業所は居宅内事務室のみの場合、県内での事業が要件なので県内事業所を調査
- ・開業に係る具体的な計画段階でも、予定地の状況等、可能なものについて確認
- ・予定地が多数あり絞り込めないなど計画の熟度が十分でない可能性がある場合、開業計画の再考を指導

4. 小規模事業資金で事業所建物が居宅内事務室だった場合

小規模事業資金で現地調査を行った事業所が居宅内事務室(アパート、マンション、一戸建て専用住宅等)の場合には、更に、次の(1)～(3)全ての項目にかかる書類の写しの添付が必要となります。

(1) 建物の所有・賃借関係を確認できる次の書類の写し

① 自己所有の場合	→ 申込者が建物所有者であることを確認できる書類 (建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書、建物の評価証明書等)
② 自己所有以外の場合	建物所有者と申込者の間で賃貸借契約を結んでいる場合 → 賃貸借契約書
	建物所有者と申込者の間で賃貸借契約を結んでいない場合
	ア 建物所有者が申込者の配偶者等(配偶者・親・子・法人の代表者)の場合 一 配偶者等が建物所有者であることが確認できる書類(建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書、建物の評価証明書等) ※ 申込者と配偶者等(建物所有者)の関係を制度融資申込書の受付機関記入欄に記載 イ 配偶者等が建物所有者(第三者)と賃貸借契約を結んで建物を賃借している場合 一 配偶者等が建物を賃借していることがわかる書類(配偶者等と建物所有者(第三者)との賃貸借契約書等)の写し ※ 申込者と配偶者等(建物賃借人)の関係を制度融資申込書の受付機関記入欄に記載

(2) 事業上の取引を確認できる通帳の写し(直近1年分のうち(3)の入出金状況を確認できる部分)

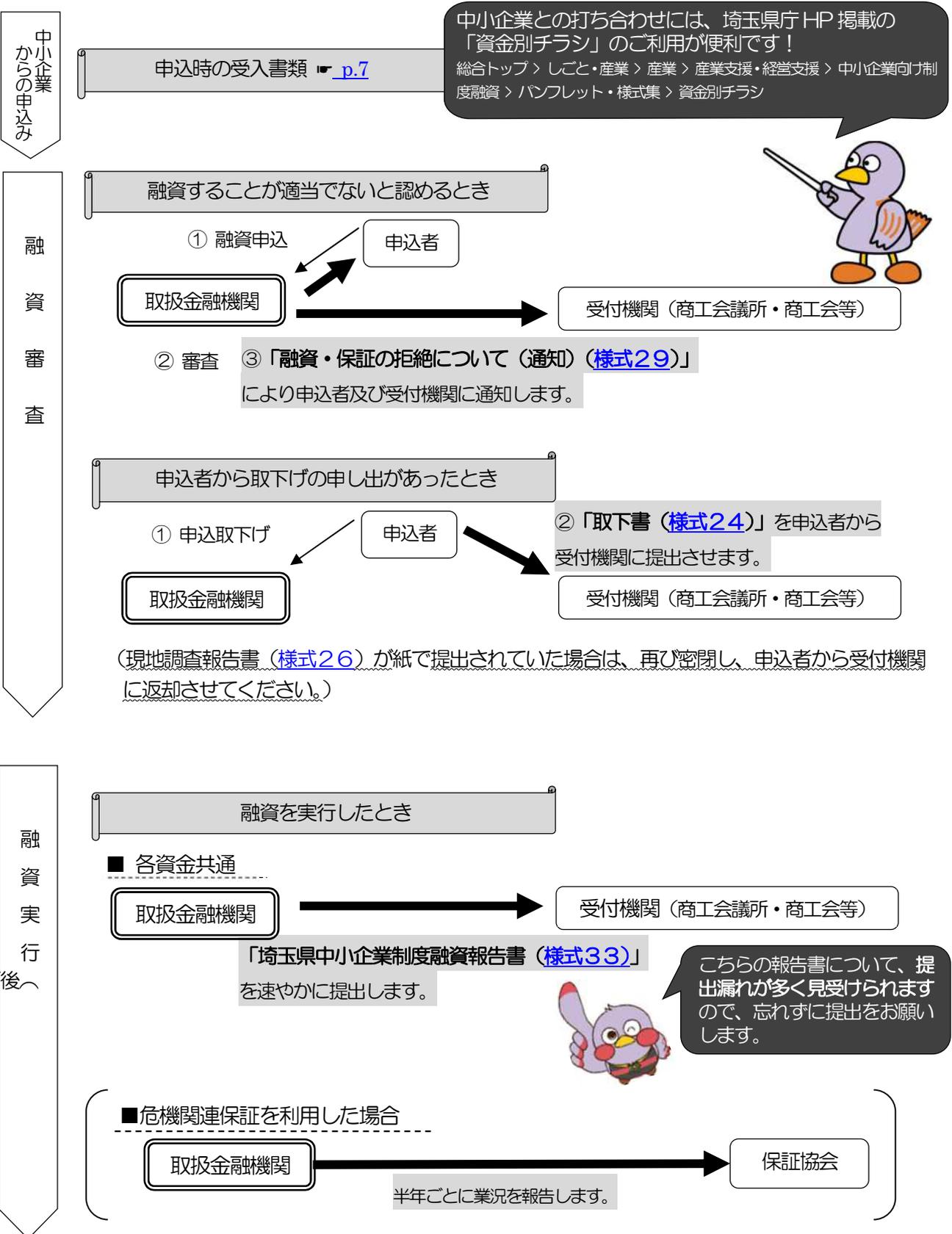
※ ネット銀行等、取引の確認に通帳を用いない場合、アプリ・インターネットページ等の該当部分の印刷でも可

(3) 取引に関する契約書、取引先発行の伝票類(発注書、領収書等)など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し

→ 取引先名、所在地、押印のあるもので、直近1年のうち複数月の数枚程度で、入出金状況を(2)の通帳で確認できるもの

金融機関における融資実行上の手続き

中小企業者が受付機関（商工会議所・商工会等）での申込受付を行った後、金融機関は、埼玉県中小企業制度融資要綱に定める以下の手続きを行う必要があります。



条件変更を行ったとき

※(産業創造資金(産業立地貸付)、旧産業立地資金の場合のみ必要になります。
(その他の資金については県への報告は不要です。))

取扱金融機関

県

「埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)等償還計画等変更報告書(様式36)」
を速やかに提出します

その他、県から金融機関(各本(母)店)へ照会するもの

- 事業資金(短期貸付)…信用保証なし融資の実行状況を把握するため、四半期ごとに「埼玉県中小企業制度融資事業資金(短期貸付)融資報告書(様式34)」の提出を依頼します。

照会時期：4～6月融資実行分→6月下旬、7～9月分→9月下旬

10～12月分→12月下旬、1～3月分→3月下旬

- 事業資金(短期貸付)・産業創造資金(産業立地貸付)、旧産業立地資金…利子補給額の算定及び、年度末の残高把握のため、信用保証なし融資の残高状況について、「埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書(様式39)」の提出を依頼します。

照会時期：年度上半期利子補給金交付分→7月下旬、下半期分→1月下旬

年度末残高分→3月中旬

- 企業パワーアップ資金…資金利用による中小企業者への効果を測るため、「企業パワーアップ資金状況報告書(様式38)」の提出を依頼します。(協調支援型特別保証を除く)この報告書は、融資実行の次年度から5年度に渡って提出していただく必要があります。

照会時期：6月下旬

■利子補給金について■

(1) 計算方法

前期は4月末と8月末、後期は10月末と2月末の残高の平均×利子補給率×1/2
(算出した額が1万円未満の場合は利子補給を行わない)

○県経営・金融支援課にて残高を確認の上、上記計算により算出された金額を年2回金融機関本(母)店へ支払い

- ・信用保証付き融資：保証協会のデータを基に算定(月末の実行・償還データが反映されない場合あり)
- ・信用保証なし融資：実行・残高に関する金融機関からの報告を基に算定
(事業資金(短期貸付)・産業創造資金(産業立地貸付)、旧産業立地資金等)

(2) 利子補給対象外となる融資の例

- ① 埼玉県中小企業制度融資要綱で定める融資限度額・融資利率・融資期間を超えて実行された融資
(条件変更により要綱で定める融資期間を超えて期間延長を行った場合は、要綱で定める融資期間を超えた期間のみ利子補給対象外)
- ② 代位弁済請求中の融資
- ③ 期限の利益を喪失した融資
- ④ 経営安定資金における指定企業(再生手続開始申立等企業)に対する融資

(3) 融資実行後、事業者に変動があった場合の取扱い

- ・融資実行後に県外へ移転、業種転換(保証対象外業種を含む)、休業又は廃業等があった場合でも、約定どおり償還されていれば利子補給は継続する。

5 個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.33～38を参照)

③ 小規模事業資金

■融資対象者の要件■		
次の全てに該当する小規模企業者(組合を含む)※NPO法人は対象外		
●主な業種・組合の規模要件 ※従業員数の算定方法は Q15 参照		
主な業種・組合	従業員数	
<ul style="list-style-type: none"> ■各種製造業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業、製紙・製本業、保険(代理店、旅行業、医業を主たる事業とする法人、■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理(サービス)業、■宿泊業・娯楽業、■企業組合(その事業に従事する組合員数)・協業組合 	20名以内	
<ul style="list-style-type: none"> ■商業・サービス業 小売業、卸売業、飲食業、洗濯・洗髪・染物業(カービング店等)、医療(個人診療所)・保健衛生業(接骨院・整骨等)、加工修理業、理容業、美容業、専門サービス業(税理士・建築士事務所等)、産業廃棄物処理業、その他の事業(サービス)業(リカーンガ等)、学童塾等 	5名以内	
■事業認可組合(組合又は組合員の2/3以上が専任設備業種を行っているもの)	5名以内 (商業・サービス業は2名以内)	
1. Q2記載の■融資対象者の要件■1～5、7、8に該当すること。		
2. 保証協会の利用がある場合、既存の保証付き融資の残高(借保証、当座貸越等の相殺額がある保証については相殺額)と申込金額の合計残高が2,000万円以内であること。		
■資金使途■		
設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要資金		
運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要資金		
★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 ●Q3		
<ul style="list-style-type: none"> × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、経営資金 ※ 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金 × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金 ※ 申込者以外が使用する設備のための資金 × 設備済み又は対応済みの設備のための資金(ただし、設備後6か月未満であった設備に要する資金は対象)等 		
■融資条件■		
限度額	設備資金	2,000万円
	運転資金	2,000万円 (返済計算期の平均月商3か月分を限度)
利率	設備・運転資金の場合は、合計2,000万円	
	年1.6～2.1%以内(融資期間・特例適用により異なる) ●表1-1 概要	
期間・償還方法	10年以内	7年以内
	(1年以内設置 元金均等月均償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可	(1年以内設置 元金均等月均償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可
担保	不要	
保証人	個人:不要 法人:原則として、代表者以外の追加保証人は不要 ただし、事業者選別型経営者保証制度を適用する場合は不要	
信用保証	付する(保証料年0.50%～1.76%以内) 特別小口保険利用(個人に限る。)の場合は年0.80%以内 ※事業者選別型経営者保証制度を適用する場合は0.25%又は0.45%以上乗せとなる。	
現地調査	必要(省略できるケースあり) ●p.11	
■受付機関■		
申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、申出企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会		

■融資実行後の手続き■	
申込書	設備資金の申込みの場合で、設備設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資完結完了届(表3.1)を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。
返済金返還票	速やかに埼玉県中小企業制度融資返済書(表3.3)を受付機関に提出すること。
■申込みに必要な書類■ ←それぞれの書類の提出先: p.7、8	
1 基本書類 ●表2.2記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(20)と同様。 受付機関は申込書記入欄にチェック 「※2現地調査の要・不要」 ●p.11 「※3特別小口保険の利用可否」 ●p.23	
2 本資金の利用に係る必要書類 (1)* 納税証明書(課税事項等の照会に関する同意書(表4)) 1部(原本) (2)* 所有権又は法人税の確定申告書の提出申請に関する委任状(表5) 1部(原本) ※取得金融機関又は保証協会が必要と認められた場合のみ交付 ○ 特別小口保険を利用する場合、納税要件の確認のため、次の書類が必要 a 事業税の納税証明書(法定業種以外の事業を営む場合を除く) 2部(原本1写し1) b 県民税及び市町村民税の納税証明書(事業税の納税がある場合を除く) 2部(原本1写し1)	
3 経営革新企業の特例を受ける場合 (1) 経営革新計画に係る承認書の写し 2部	
4 現地調査が必要な場合 ●表2.1 受付機関は現地調査報告書(表2.5)を作成 (原本1写し1を密封し申込書経由で取扱金融機関に提出(取扱金融機関の承認を得た場合は、電子メール等の電子的方法で取扱金融機関へ提出することも可)、取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付) 【事業所所在地がアパート、マンション、一戸建て専用住宅等の「居宅内事務室」の場合】 (1)a(事業所が自己所有の場合)建物所有権名義である書類の写し 2部 例:建物登記申請証明書、固定資産税評価額証明書又は建物の耐震証明書等 b(事業所が自己所有でない場合)貸借借据等の写し等 2部 (2) 事業上の取組を確認できる書類の写し(②を確認できる部分) 2部 (3) 取組に関する契約書、取引先取引の伝票類(発注書・領収書等)など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し(取引先名、所在地、押印があるもので直近1年のうち様 数月の取組程度) 2部	
○【商工会議所・商工会専用】保証協会事前相談窓口の設置について	
保証協会の各都道府県に商工会議所・商工会専用の事前相談窓口を設置しています。制度融資申込受付前に保証協会へ事前にご相談いただくことで、円滑な支援につながります。 ※ 貸付の際は、保証協会所定の「事前照会書」をご利用ください。	
○特別小口保険の利用について	
小規模事業資金(小規模事業資金の借換制度)の利用を希望する個人事業者は、下記の要件を満たす場合、「特別小口保険」の利用が可能。(※制度融資では、法人は特別小口保険の利用不可。)	
■要件①	事業税の納税証明書で、課税額があり、かつ完納していること。 (課税額があるのに完納していない場合は、事業税の滞りなしに当たらず、制度融資の申込要件を満たさない。)
■要件②	(事業税の課税額がない場合)「県民税及び市町村民税の納税証明書」で、所得割の課税額があり、かつ完納していること。 (所得割の課税額が軽減・免除(夫別課税よりなくなった場合は、均等割があり、かつ完納していること。)
■要件③	他の保証制度を利用していないこと。
(1) 個人事業者が特別小口保険の利用を希望する場合、申込書「③小規模事業資金」欄の「個人事業者で特別小口保険希望」欄に「○有」にチェック	
(2) 受付機関は、上記①②の要件により利用の可否を確認し、申込書の受付機関記入欄の*3にチェック	
※ ①②いずれも該当しない場合、「○不可」にチェックし、申込書に理由を説明するとともに、小口零細企業保証による小規模事業資金の利用(保証料異なる。)等を確認すること。 ※ なお、①②共に、保証の要請の申込日より1年間に付戻回数に達している場合は、他の資金を利用する際と異なり、該当分全ての完納を確認できる証明書が必要。	

③ 小規模事業資金

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する小規模企業者（組合を含む）※NPO法人は対象外

●主な業種・組合の規模要件

※従業員数の算定方法は [Q1-8](#) 参照

主な業種・組合	従業員数
■各種製造業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業、製版・製本業、保険代理店、旅行業、医業を主たる事業とする法人 ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 ■宿泊業・娯楽業 ■企業組合（その事業に従事する組合員数）・協業組合	20名以内
■商業・サービス業 小売業、卸売業、飲食業、洗濯・洗張・染物業（クリーニング店等）、医療（個人診療所）・保健衛生業（接骨院・整体等）、加工修理業、理容業、美容業、専門サービス業（税理士・建築士事務所等）、産業廃棄物処理業、その他の事業サービス業（ハウスクリーニング等）、学習塾等	5名以内
■事業協同小組合（組合又は組合員の2/3以上が保証対象業種を行っているもの）	5名以内 (商業・サービス業は2名以内)

- 1 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■ 1～5、7、8に該当すること。
- 2 保証協会の利用がある場合、既存の保証付き融資の残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）と申込金額の合計額が2,000万円以内であること。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金（ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象）等

■融資条件■

	設備資金	運転資金
限度額	2,000万円	2,000万円 (最新決算期の平均月商3か月分を限度)
	設備・運転併用の場合は、合計2,000万円	
利率	年1.6～2.1%以内（融資期間・特例適用により異なる） 巻頭1 一覧表 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可	7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可
担保	不要	
保証人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信用保証	付する $\left[\begin{array}{l} \text{保証料 年0.50\%～1.76\%以内*} \\ \text{特別小口保険利用（個人に限る。）の場合は年0.80\%以内} \end{array} \right]$ *事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる。	
現地調査	必要（省略できるケースあり） p.11	

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

- 1-8 ①「常時使用する従業員の数」とは。
 ②常勤2人、昼間パート3人、夜間アルバイト3人の場合、従業員数の算定は。
 ③④⑤小売業で曜日ごとに以下の勤務体制の場合、従業員数の算定は（小規模事業資金は可能か。）（変更）

③

	月		火	土		日	
	AM	PM		AM	PM	AM	PM
正社員①	○	○	定休日	○	○	○	○
正社員②				○	○	○	○
パート①	○			○			○
パート②		○			○		
パート③	○			○	○		
パート④		○				○	○
パート⑤						○	
稼働人数	3	3			4	4	4

④

	月		火	土		日	
	AM	PM		AM	PM	AM	PM
正社員①	○	○	定休日	○	○	○	○
正社員②				○	○	○	○
パート①	○			○			○
パート②		○		○	○		
パート③	○			○	○		○
パート④	○	○			○	○	○
パート⑤					○	○	
稼働人数	4	3			5	6	5

⑤

	月		火	土		日	
	AM	PM		AM	PM	AM	PM
正社員①	○	○	定休日	○	○	○	○
正社員②				○	○	○	○
正社員③	○	○				○	○
正社員④	○	○		○	○		
正社員⑤				○	○		
正社員⑥	○	○				○	○
パート①						○	○
稼働人数	4	4			4	4	5

- ①常時使用する従業員には、「常用雇用者」「それに準ずる臨時雇用者」を合わせた数をいい、法人の代表者・役員と個人の申込者・家族従業員（同一生計の配偶者・三親等以内の親族）、請負、派遣社員は含めない。
 ②昼間、夜間など一定の時間帯であっても長時間継続して雇用しており経営上不可欠な従業員は「常時使用する従業員」に含むが、雇用している合計人数ではなく、曜日や時間帯ごとの人数、年間の従事日数等で判断する。設問の場合、昼・夜間とも稼働している従業員数は5人となる。
 ③従業員数は最大の4人となる。（常時5人以下なので小規模事業資金申込可能）
 ④パート社員を含めると従業員数が5人を超えることがあるため、原則として小規模事業資金の申込対象外。ただし、例えば繁忙時のみ（週1～2日）の勤務である臨時雇用者等は常時使用する従業員数にカウントしないため、そのような臨時雇用者を除いた場合に5人以下となる場合は、小規模事業資金の申込の対象となる。
 ⑤曜日ごとに勤務体制が5人以下となる場合でも、「常用雇用者（正社員等）として契約している人数」が規定人数を超える場合、小規模事業資金の申込の対象外となる。

1-9 申込みの際、従業員を増やす予定があり規模要件を欠くことが明らかな場合、対象か。

申込時に要件を備えていても、融資期間中に欠くことが予め明確な場合は対象外。

1-10 兼業の場合、従業員数の規模要件はどの業種でみるか。

収益の大小のみでなく事業経営全般から判断した「主たる事業」の判定により、[p.2](#)の表のどの従業員数区分になるのか決定する。（なお、従業員数は当該企業の従業員全体での算定となる。）

1-11 NPO法人の従業員数に、ボランティア等の雇用契約のない者を含めてよいか。

雇用契約のないボランティアや障害者等は、従業員数に含めない。

③ 小規模事業資金

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する小規模企業者（組合を含む）※NPO法人は対象外

●主な業種・組合の規模要件

※従業員数の算定方法は [Q1-8](#) 参照

主な業種・組合	従業員数
■各種製造業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業、製版・製本業、保険代理店、旅行業、医業を主たる事業とする法人 ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 ■宿泊業・娯楽業 ■企業組合（その事業に従事する組合員数）・協業組合	20名以内
■商業・サービス業 小売業、卸売業、飲食業、洗濯・洗張・染物業（クリーニング店等）、医療（個人診療所）・保健衛生業（接骨院・整体等）、加工修理業、理容業、美容業、専門サービス業（税理士・建築士事務所等）、産業廃棄物処理業、その他の事業サービス業（ハウスクリーニング等）、学習塾等	5名以内
■事業協同小組合（組合又は組合員の2/3以上が保証対象業種を行っているもの）	5名以内 (商業・サービス業は2名以内)

- 1 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■ 1～5、7、8に該当すること。
- 2 保証協会の利用がある場合、既存の保証付き融資の残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）と申込金額の合計額が2,000万円以内であること。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金（ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象）等

■融資条件■

	設備資金	運転資金
限度額	2,000万円	2,000万円 (最新決算期の平均月商3か月分を限度)
	設備・運転併用の場合は、合計2,000万円	
利率	年1.6～2.1%以内（融資期間・特例適用により異なる） p.1 一覧表 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可	7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可
担保	不要	
保証人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信用保証	付する $\left[\begin{array}{l} \text{保証料 年0.50\%～1.76\%以内*} \\ \text{特別小口保険利用（個人に限る。）の場合は年0.80\%以内} \end{array} \right]$ *事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる。	
現地調査	必要（省略できるケースあり） p.11	

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■ 申込みに必要な書類 ■ ☛ それぞれの書類の提出先 : p. 7、8

小規模事業資金1～3（前ページ）と共通。 ・借換の場合申込書中の「借換」に、再借換の場合「再借換」に✓印をつける。 ・受付機関は制度融資申込書記入欄にチェック 「※3 特別小口保険の利用の可否」 ☛ p.35	
4 借換制度の利用に係る必要書類 事業計画書 (様式6) ……………	3部 (原本1 写し2)

Q & A ③小規模事業資金

■ 融資条件 ■ (1) 融資限度額

3-1 保証残高が1,800万円あるが、新たに500万円申し込めるか。

保証残高(貸付金額ベースとし、根保証・当座貸越等の保証の場合、極度額)と申込金額の合計額が2,000万円を超えているため申し込めない。

3-2 小規模事業資金(運転資金)の返済中に運転資金で申込みを行う場合、限度額は。

小規模事業資金の運転資金の限度額は、申込直近の決算書等で確認できる年売上高を基礎とするため、決算期が同じ場合、限度額は変わらない。新たな決算の申告が受理・確定された時点でその年売上高が基礎となる。

- <例> ①前々期分申告＝売上高1,200万円→限度額300(A)万円
 ②以前の小規模事業資金融資実行→申込時の残高200(B)万円
 ③前期分申告＝売上高2,400万円→限度額600(C)万円
 ・前期分申告前の場合 300万円(A)－200万円(B)＝100万円が限度額
 ・前期分申告受理済後 今期分の600万円(C)が新たな限度額の枠となり残高Bの差引は不要
 (いずれの場合も保証付残高との合計で2,000万円以内であること。)

3-3 決算書の期間が1年未満の場合の運転資金の査定基準は。

決算書等の売上高(端数日は月単位に切上げ)を1年に換算し、その12分の3が限度額
 (例)7月途中設立で3月末決算の場合 査定額＝決算書の売上高÷9(か月)×3(か月)

3-4 7か月前に法人成りして4か月で決算の場合、運転資金の査定基準は。

最初の法人決算を終えていれば、それが査定の基準になるので、決算書の売上高の4分の3が査定額。なお、法人決算期が未到来の場合は個人事業の売上高を査定基準とする。

3-5 事業所得以外にも所得がある場合、運転資金の査定の基礎に含められるか。

事業に関する年売上高から限度額を算出するので含められない。

3-6 2以上の業種を営んでいる事業者の査定額はどのようになるのか。

2以上の業種を営んでいる事業者から、ある1つの業種に係る資金用途での申込みがあった場合には、それぞれの売上高が査定の基礎となる。ただし、業容拡大の場合は、拡大前の業種の売上高で算定してやむを得ない。

3-7 直近の確定決算以後売上が増加しているが、直近の試算表等をもとにした融資額の査定は可能か。

直近の確定決算を基準とするため、試算表等による査定は不可。

3-8 事業資金一般貸付と小規模事業資金を同時に申し込むことは可能か。

小規模事業資金について、特別小口保険利用の場合は不可。特別小口保険利用以外の場合、既存の保証付き融資の残高と小規模事業資金の申込額の合計が2,000万円以内であれば、2口同時申込みは可。なお、この場合、事業資金一般貸付の申込額は問わない。

事業資金

■ 現地調査について ■

不正利用の防止を図り、金融機関・保証協会の審査、さらにその後の経営指導に生かすため、受付機関が事業所(予定地)を訪問して、客観的に事業実態を確認する調査です。

1. 現地調査が必要な資金

小規模事業資金 p.33、起業家育成資金 p.39

2. 現地調査を省略できる場合 (以下(1)～(6)のいずれか)

- (1) 開業後1年以上*¹又は分社化(小規模事業資金除く) *1 県外から移転後1年未満の場合は省略不可
- (2) 金融機関取引(事業貸付・手形割引・当座預金)6か月以上*²
→申込者と金融機関(融資申込みを希望する金融機関以外(日本政策金融公庫を含む)でも可)との間に事業上の貸付、手形割引又は当座預金の取引が申込日以前1年間に通算して6か月以上ある場合
*2 信用保証付きの借入金がある場合、資料添付は不要。
それ以外の場合は、勘定科目内訳書、借入金返済表、手形割引実行明細表、当座預金通帳等を添付してください。
・カードローン・普通預金の場合、事業上の取引であることが明確でない対象外
・同じ取扱金融機関の異なる支店での取引期間、法人成りした場合の個人での取引期間も通算可。
- (3) 経営指導6か月以上(受付機関によるもの)
- (4) 1年以内に制度融資・日本政策金融公庫融資申込受付及び融資実行実績あり
→受付機関が、最近1年以内に申込者からの制度融資又は日本政策金融公庫の融資申込受付及び融資実行を受けている場合
- (5) 商工会議所・商工会の会員期間1年以上
- (6) その他営業実態把握(申込書の括弧内に具体的内容記載)
→上記以外で受付機関が営業実態を把握していると判断できる場合
<例>開業中の飲食店を把握、工場の操業を把握、別の事業者との取引を把握、数か月に渡り複数回の経営指導を継続して行い営業実績を把握

【参考】 埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1) 下部の受付機関記入欄

*1 受付機関にて、次の項目を実施 現場視察を実施 履歴書類を提出し、受付後の確認(電子リンク含む) (認定組合員のみ) 様式30の添付

*2 次のいずれにも印がつかない場合、現地調査報告書(様式26)を作成
 ④起業家育成資金で開業後1年以上又は分社化の場合
 金融機関取引(事業貸付・手形割引・当座預金)6か月以上 経営指導6か月以上 1年以内に制度融資・公庫融資受付及び実行
 商工会議所・商工会会員1年以上 その他営業実態把握()

*3 小規模事業資金の個人事業者で特別に採算希望の場合 利用可(保証証明書等添付) 不可

※ 確定申告書 税務署提出 収受印等あり 収受印等なし 電子申請(受信通知) 商工団体受付 市町村受付(収受印)

3. 現地調査報告書(様式26)の作成

上記2の現地調査を省略できる場合に該当しない場合、現地において、建物、備品・商品、車両等、帳簿、看板、従業員等、事業活動又は創業準備の状況を把握し、報告書を作成(事業実態の把握に必要な事項をチェック)するとともに、必要な経営指導等を行ってください。

※ 原本1部、写し1部を密封した封筒に入れて申込者経由で取扱金融機関へ送付(取扱金融機関の承諾を得た場合は、電子メール等の電磁的方法で取扱金融機関へ送付することも可)し、写し1部を保管

- ・本社が県外で県内事業所は居宅内事務室のみの場合、県内での事業が要件なので県内事業所を調査
- ・開業に係る具体的な計画段階でも、予定地の状況等、可能なものについて確認
- ・予定地が多数あり絞り込めないなど計画の熟度が十分でない可能性がある場合、開業計画の再考を指導

4. 小規模事業資金で事業所建物が居宅内事務室だった場合

小規模事業資金で現地調査を行った事業所が居宅内事務室(アパート、マンション、一戸建て専用住宅等)の場合には、更に、次の(1)～(3)全ての項目にかかる書類の写しの添付が必要となります。

(1) 建物の所有・賃借関係を確認できる次の書類の写し

① 自己所有の場合	→申込者が建物所有者であることを確認できる書類 (建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書、建物の評価証明書等)
② 自己所有以外の 場合	建物所有者と申込者間で賃貸借契約を結んでいる場合 →賃貸借契約書 建物所有者と申込者間で賃貸借契約を結んでいない場合 ア 建物所有者が申込者の配偶者等(配偶者・親・子・法人の代表者)の場合 →配偶者等が建物所有者であることが確認できる書類(建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書、建物の評価証明書等) ※申込者と配偶者等(建物所有者)の関係を制度融資申込書の受付機関記入欄に記載 イ 配偶者等が建物所有者(第三者)と賃貸借契約を結んで建物賃借している場合 →配偶者等が建物賃借していることがわかる書類(配偶者等と建物所有者(第三者)との賃貸借契約書等)の写し ※申込者と配偶者等(建物賃借人)の関係を制度融資申込書の受付機関記入欄に記載

- (2) 事業上の取引を確認できる通帳の写し(直近1年分のうち(3)の入出金状況を確認できる部分)
- (3) 取引に関する契約書、取引先発行の伝票類(発注書、領収書等)など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し
→取引先名、所在地、押印のあるもので、直近1年のうち複数月の数枚程度で、入出金状況を(2)の通帳で確認できるもの

③の2 小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。）

■融資対象者の要件■

借換

次の全てに該当する小規模企業者（組合含む）[●p.33参照](#)

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金の融資残高があること。
- 2 借換制度の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること。
- 3 [p.33](#)に記載の小規模事業資金の■融資対象者の要件■に該当すること。
*ただし既存の保証付き融資の残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）と、借換制度の利用に係る申込金額のうち新規運転資金及び借換時に支払う保証料相当額の合計額が2,000万円以下となること。

再借換

次の全てに該当する小規模企業者（組合含む）は1回に限り再借換えすることができます。

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金（借換制度利用）の融資残高があること。
- 2 上記<借換>の融資対象者の要件2・3を満たしていること。
- 3 再借換後の毎月の元金返済額が再借換前の元金返済額に比べて軽減されること。（同額は不可）
※なお、この要件は借換時には要しない

■資金用途■

運転資金のみ 申込時において融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金（最長融資期間を超えているもの、保証協会の管理上事故扱いになっているものを除く）の借換えに要する資金及び、必要に応じた新規運転資金（最新決算期の平均月商3か月分を限度）

★複数の借入れを一本化する場合は、融資実行日から1年未満の小規模事業資金の借換えに要する資金を含めることができます。

■融資条件■

	運 転 資 金
限 度 額	2,000万円 〔 既往借入金の残高、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の合計を限度（新規運転資金については最新決算期における平均月商の3か月分以内） 〕
利 率	年1.6～2.1%以内（融資期間・特例適用により異なる） ●巻頭1 一覧表 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり
期間・償還方法	1年超7年以内（6か月以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	不要
保 証 人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信 用 保 証	付する 〔 保証料 年0.50%～1.76%以内* 特別小口保険利用（個人に限る。）の場合は年0.80%以内 〕 *事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。
取扱金融機関	既往借入金と同一の取扱金融機関に限る

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式33](#)）を受付機関に提出すること。

5 個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.39~44を参照)

④ 起業家育成資金

■融資対象者の要件■

保証対象業種を開始しようとする者(開業後又は会社設立後5年未満の者を含む)で、次の全てに該当するもの
1 次のア~キのいずれかに該当すること。 ※ **第二会社、会社上の会社以外は対象外**

ア	【創業者(開業前)】 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する者 (ア) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内に県内で新たに開業する具体的な計画を有するもの (イ) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの (ウ) 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有する中小企業者である会社(分社化) (※1) 認定特定創業支援事業による支援を受けた者は6か月以内
イ	【新規中小企業者(会社設立・開業後)】 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの (ア) 開業後5年未満の個人であって、当該開業の前日に事業を営んでいなかったもの (イ) 設立後5年未満の会社であって、設立の前日に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの (ウ) 他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した設立後5年未満の会社(分社化)
ウ	上記イ(ア)に規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの
エ	【再挑戦支援保証】 ※申込時に保証会社に提供できない ア(ア)(イ)、イ(イ)(イ)又はウのいずれかに該当し、かつ、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する個人又は個人が設立した会社 (ア) 過去に自ら営んでいた事業をその経営状況の悪化(業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等)により財務内容が悪化する(ことをいう)により廃止してから5年未満の者 (イ) 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日(商業登記簿謄本の解散事由が発生した日)において当該会社の業務を執行する役員(社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ、執行役を兼務しない取締役は含まない)であった者で解散の日から5年未満のもの
オ	【スタートアップ創出促進保証】 ア(イ)(ウ)、イ(イ)(ウ)又はウのいずれか(保証申込受付時において債務申告1期未終了のものにあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。)に該当するもの
カ	次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの (ア) 開業後5年以上10年未満の個人であって、当該開業の日前に事業を営んでいなかったもの (イ) 設立後5年以上10年未満の会社であって、設立の前日に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの (ウ) 設立後5年以上10年未満の会社であって、他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立したもの(分社化)
キ	上記イ(ア)またはカ(ア)に規程する新規中小企業者であって新たに会社設立したもの(以下「会社設立創業者等」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者等が事業を開始した日から起算して、経過した年数が5年以上10年未満のもの

*2 開業とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めることであり、必要経路認可等を得ていることが前提となります。
証券化・関係者出資した上で、事業を反復継続していると認められない場合は、開業前となります。
<開業の具体例> 店舗の閉店、工場稼働開始

2 p.2に記載の■融資対象者の要件■③~⑧に該当すること。
・納期限未到来の場合、納税要件は確認不要。
・再挑戦支援保証利用の場合、求償債務を負担していても申込可能な場合あり。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要資金 ※建物の建築・取得については p.42 0344-11 参照
運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要資金

★ただし、次の資金使途は融資対象外なりません。 p.3
× 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、経営資金 × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
× 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金 × 申込者以外が使用する設備のための資金
× 設備済み又は支払済み設備のための資金(ただし、設置後6か月未満であつて未決済でない設備に要する資金は対象)等

■融資条件■

限度額	設備資金		運転資金
	★	3,500万円	3,500万円
設備・運転併用の場合は、合計3,500万円			
利率	融資対象者1 ア~オの場合	年1.3~1.7%以内	
	融資対象者1 カ又はキの場合	年1.4~1.8%以内 (融資期間により異なる) ▶表1-11	
期間・償還方法	1年超10年以内		1年超7年以内
	(1年以内償還 元金均等月賦償還)		(1年以内償還 元金均等月賦償還)
担保	融資対象者1 ア~オの場合	不要	
	融資対象者1 カ又はキの場合	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保証人	個人：不要		
	法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要*1 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要		
信用保証	付する。		
	融資対象者1 ア~オの場合	保証料率は次のア又はイとする	
	ア 創業関連保証又は再挑戦支援保証を利用する場合：年0.80%以内*2 イ スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合：年1.00%以内 融資対象者1 カ又はキの場合 保証料率は年0.45%~1.64%以内*2 *2 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上限となる。		
現地調査	必要(省略できるケースあり) ▶p.11		

★限額額は、令和4年3月31日以前発行分の起業家育成資金(新事業創出貸付・独立開業貸付)、女性・若者経営者支援資金(女性・若者経営者支援貸付、女性経営者支援資金(女性経営者支援貸付))の残高も算入するものとします。
*1 スタートアップ創出促進保証を利用している場合、償還期間途中で、保証人の追加請求はできません。

■受付機関■

申込者の事業所(予定地)が所在する地区の商工会議所・商工会又は創業支援センター埼玉

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式31)を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式33)を受付機関に提出すること。
(スタートアップ創出促進保証を利用する場合) スタートアップ創出促進保証に規定される、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの事業者からの取得や保証協会への提出等を実施すること。

■申込みに必要な書類■ ←それぞれの書類の提出先：p.7, 8

1 基本書類…p.7, 8に記載の■基本書類■(1)~(10)、(12)~(23)と同様	
・受付機関は制度融資申込書記入欄にチェック 「※2現地調査の要・不要」 ▶p.11 現地調査が必要な場合、受付機関は現地調査報告書(様式26)を作成……………3部(原本1写し2) ※原本1写し1を窓対し申込者経由で取扱金融機関に提出取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付 (取扱金融機関の承諾を得た場合は、電子メール等の電磁的方法で取扱金融機関へ提出することも可。) ・1期目の確定申告又は決算が終了していない場合、確定申告書(決算書)は不要 ・納期限が到来していない場合、納税証明書等は不要 ・基本書類(17) 定款の写しが必要となります。御注意ください。	
2 本資金の利用に係る必要書類(申込要件に応じ添付)	
(1) 要件アからエで決算又は確定申告が終了していない場合 創業・再挑戦計画書(様式8-1)	2部(原本1写し1)
(2) 要件フ又はその場合 個人事業の時の開業届)及び「人事業の時の廃業届)及び「会社としての設立届)の写し及び(会社の場合)定款の写し……………3部	3部(原本1写し1)
(3) 要件オの場合 保証協会所定の創業計画書(スタートアップ創出促進保証用)……………2部	2部(原本1写し1)
(4) (認定特定創業支援事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間 要件ア(ア)は1か月、ア(イ)は2か月)を過ぎて開業する計画がある場合) 市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書……………2部	2部(原本1写し1)
(5) 以下(開業後5年以内)要件の場合のみ必要 資格要件申告書(様式8-2)……………2部	2部(原本1写し1)
(6) 廃業届出書、廃止申告書の控え、確定手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し((ア)要件の場合のみ必要)……………2部	2部
(7) 解散登記のある商業登記簿謄本又は開閉事項全部証明書の写し……………2部	2部
	(イ)要件の場合のみ必要)

④ 起業家育成資金

■融資対象者の要件■

保証対象業種を開始しようとする者（開業後又は会社設立後5年未満の者を含む）で、次の全てに該当するもの
 1 次のア～キのいずれかに該当すること。※ 第二会社、会社法上の会社以外は対象外

ア	<p>【創業者（開業前）】 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内^{*1}に県内で新たに開業する具体的な計画を有するもの</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内^{*1}に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの</p> <p>(ウ) 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有する中小企業者である会社（分社化）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(*1) 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は6か月以内</p>
イ	<p>【新規中小企業者（会社設立・開業後）】 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの</p> <p>(ア) 開業^{*2}後5年未満の個人であって、当該開業の日前に事業を営んでいなかったもの</p> <p>(イ) 設立後5年未満の会社であって、設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの</p> <p>(ウ) 他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した設立後5年未満の会社（分社化）</p>
ウ	<p>上記イ(ア)に規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの</p>
エ	<p>【再挑戦支援保証】 ※<u>申込前に保証協会に御相談ください。</u></p> <p>ア(ア)(イ)、イ(ア)(イ)又はウのいずれかに該当しかつ、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する個人又は個人が設立した会社</p> <p>(ア) 過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化（業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化することをいう）により廃止してから5年未満の者</p> <p>(イ) 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日（商業登記簿謄本の解散事由が発生した日）において当該会社の業務を執行する役員（社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役（取締役を兼務する場合を含む）が含まれ、執行役を兼務しない取締役を含まない）であった者で解散の日から5年未満のもの</p>
オ	<p>【スタートアップ創出促進保証】</p> <p>ア(イ)(ウ)、イ(イ)(ウ)又はウのいずれか（保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。）に該当するもの</p>
カ	<p>次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの</p> <p>(ア) 開業後5年以上10年未満の個人であって、当該開業^{*2}の日前に事業を営んでいなかったもの</p> <p>(イ) 設立後5年以上10年未満の会社であって、設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの</p> <p>(ウ) 設立後5年以上10年未満の会社であって、他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立したもの（分社化）</p>
キ	<p>上記イ(ア)またはカ(ア)に規程する新規中小企業者であって新たに会社設立したもの（以下「会社設立創業者等」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者等が事業を開始した日から起算して、経過した年数が5年以上10年未満のもの</p>

*2 「開業」とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めることであり、必要な許認可等を得ていることが前提となります。
 形式的に開業届を提出しただけで、事業を反復継続していると認められない場合は、開業前となります。
 <開業の具体例> 店舗の開店、工場の操業開始

2 p.2に記載の■融資対象者の要件■ 3～8に該当すること。

- ・納期限未到来の場合、納税要件は確認不要。
- ・再挑戦支援保証利用の場合、求償債務を負担していても申込可能な場合あり。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要な資金 ※建物の建築・取得については [p.42 Q&A4-11](#) 参照
 運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ただし、次の資金使途は融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済み設備のための資金（ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象）等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額 ★	3,500万円	3,500万円
	設備・運転併用の場合は、合計3,500万円	
利 率	融資対象者1 ア～オの場合 年1.3～1.7%以内 融資対象者1 カ又はキの場合 年1.4～1.8%以内 (融資期間により異なる) 巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	1年超7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担 保	融資対象者1 ア～オの場合 不要 融資対象者1 カ又はキの場合 <u>取扱金融機関及び保証協会との協議により定める</u>	
保 証 人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要*1 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する。 融資対象者1 ア～オの場合 保証料率は次のア又はイとする ア 創業関連保証又は再挑戦支援保証を利用する場合：年0.80%以内*2 イ スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合：年1.00%以内 融資対象者1 カ又はキの場合 保証料率は年0.45%～1.64%以内*2 *2 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる。	
現 地 調 査	必要（省略できるケースあり） p.11	

★限度額は、令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金（新事業創出貸付・独立開業貸付）、女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付、女性経営者支援資金（女性起業家支援貸付））の残高も算入するものとします。

*1 スタートアップ創出促進保証を利用している場合、償還期間途中に、保証人の追加徴求はできません。

■受付機関■

申込者の事業所（予定地）が所在する地区の商工会議所・商工会又は創業支援センター埼玉

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（[様式31](#)）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式33](#)）を受付機関に提出すること。
 （スタートアップ創出促進保証を利用する場合）スタートアップ創出促進保証に規定される、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの事業者からの取得や保証協会への提出等を実施すること。

■ 申込みに必要な書類 ■ ◀ それぞれの書類の提出先 : p. 7、8

<p>1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(23)と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付機関は制度融資申込書記入欄にチェック 「※2現地調査の要・不要」 ▶p. 11 現地調査が必要な場合、受付機関は現地調査報告書(様式26)を作成 ……3部(原本1写し2) ※原本1写し1を密封し申込者経由で取扱金融機関に提出取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付 (取扱金融機関の承諾を得た場合は、電子メール等の電磁的方法で取扱金融機関へ提出することも可。) ・1期目の確定申告又は決算が終了していない場合、確定申告書(決算書)は不要 ・納期限が到来していない場合、納税証明書等は不要 ・基本書類(17)定款の写しが必須となります。御注意ください。 	
<p>2 本資金の利用に係る必要書類(申込要件に応じ添付)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (要件アからエで決算又は確定申告が終了していない場合) 創業・再挑戦計画書(様式8-1) ……2部(原本1写し1) (2) (要件ウ又はキの場合) 「個人事業の時の開業届」及び「個人事業の時の廃業届」及び「会社としての設立届」の写し及び(会社の場合)定款の写し ……3部 (3) (要件オの場合) 保証協会所定の創業計画書(スタートアップ創出促進保証用) ……2部(原本1写し1) (4) (認定特定創業支援等事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間(要件ア(ア)は1か月、ア(イ)は2か月)を超えて開業する計画がある場合) 市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書 ……2部(原本1写し1) (5) (以下【再挑戦支援保証】要件の場合のみ必要) 資格要件申告書(様式8-2) ……2部(原本1写し1) (6) 廃業届出書、税務申告書の控え、破産手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し((ア)要件の場合のみ必要) ……2部 (7) 解散登記のある商業登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書の写し (イ)要件の場合のみ必要 ……2部 	

起業家

* 1 スタートアップ創出促進保証を利用している場合、償還期間途中で、保証人の追加徴求はできません。

■ 受付機関 ■

申込者の事業所（予定地）が所在する地区の商工会議所・商工会又は創業支援センター埼玉

■ 融資実行後の手続き ■

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（様式33）を受付機関に提出すること。

■ 申込みに必要な書類 ■ 〆それぞれの書類の提出先：p. 7、8

起業家育成資金1～2 (p.40) と共通。 ・借換の場合申込書中の「借換」に、再借換の場合「再借換」に✓印をつける。	
3 借換制度の利用に係る必要書類 事業計画書 (様式6) ……………	3部 (原本1 写し2)

Q & A ④起業家育成資金

■ 融資対象者の要件 ■ (1) 創業者

- 4-1 ①県外に住んでいるが県内で開業する場合、対象か。
②半年前に県外で創業したが県内に事業所を移転する場合、対象か。
③半年前に県外で創業した会社が県内に新たな支店を設立するための設備資金は対象か。

①～③とも、県内における事業の客観的な着手の確認がとれれば対象となる。

- 4-2 ①事業を営んでいないとは。
②過去に個人事業主であったが現在は会社に勤務している者が、新たに事業を開始（または会社を設立）する場合、対象となるか。
③法人の役員である場合はどうか。

- ①個人の開業時又は会社設立時に事業を営んでいないこと。過去に営んでいたかは問わない。
②対象となる。
③法人の役員である場合、代表権のある役員は事業を営んでいることとなり対象とならないが、代表権のない役員は「事業を営んでいない」に該当し対象となる。

4-3 個人事業を開始し、その後、法人成りした場合、対象か。（変更）

個人事業を開始した後、新たに会社を設立した方で、事業の全部または一部を当該会社に承継させ、かつ個人事業を開始してから「5年未満」であれば対象。
なお、法人成りして1年未満での他資金の利用の可否は【p.20 Q&A1-15】を参照。

4-4 個人で不動産貸付を行い不動産収入を申告しているサラリーマンが、個人又は法人で新たに開業する場合、対象か。【p.18 Q&A1-4を参照】

不動産収入を「事業所得」として申告していた場合、金額にかかわらず「事業を営んでいない個人」に該当しないため対象外（事業所得として申告していない場合は対象）。

4-5 会社に勤務しながら、又は法人で代表権のない役員を続けながら開業する場合、対象か。

開業時に会社に勤務していたとしても、このことだけをもって申込みができないものではない。しかし、開業後は事業に専念することが原則であるため、事業計画について保証協会に事前相談することが望ましい。

4-6 A社のB支店に勤務する者が、当該B支店の設備を自らの資金で買い取って居抜きで事業を始める（既存事業の承継ではない）場合、対象か。

対象となる。他方、他の事業者が営む既存事業を承継する場合は対象外。

④の2 起業家育成資金の借換制度（再借換を含む。）

■融資対象者の要件■

- ア ④起業家育成資金の融資対象者要件 ア～オの者
イ ④起業家育成資金の融資対象者要件 カ又はキの者 [p.39参照](#)

借換 次の全てに該当するもの [p.39参照](#)

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している起業家育成資金（女性経営者支援資金（女性起業家支援貸付）および女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付）を含む。以下この項において同じ。）の融資残高があること。
- 2 借換制度の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること。
- 3 [p.39](#)に記載の起業家育成資金の■融資対象者の要件■に該当すること。

再借換 次の全てに該当するものは1回に限り再借換えすることができます。

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している起業家育成資金（借換制度利用）の融資残高があること。
- 2 上記<借換>の融資対象者の要件2・3を満たしていること。
- 3 再借換後の毎月の元金返済額が再借換前の元金返済額に比べて軽減されること。（同額は不可）
※なお、この要件は借換時には要しない

■資金使途■

運転資金のみ 申込時において融資実行日から1年以上経過している起業家育成資金（保証協会の管理上事故扱いになっているものを除く）の借換えに要する資金及び、必要に応じた新規運転資金
★複数の借入れを一本化する場合は、融資実行日から1年未満の起業家育成資金の借換えに要する資金を含めることができます。

■融資条件■

運 転 資 金	
限 度 額	3,500万円 既往借入金の残高、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の合計を限度
利 率	融資対象者 アの場合 年1.3～1.7%以内 融資対象者 イの場合 年1.4～1.8%以内 (融資期間・特例適用により異なる) 巻頭1 一覧表
期間・償還方法	1年超7年以内（6か月以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	(1) アにあっては、不要 (1) イにあっては、取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
保 証 人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要*1 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信 用 保 証	付する。 (1) アにあっては、保証料率は次のア又はイとする ア 創業関連保証又は再挑戦支援保証を利用する場合：年0.80%以内*2 イ スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合：年1.00%以内*2 (1) イにあっては、保証料率は年0.45%～1.64%以内 *2 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる
取 扱 金 融 機 関	既往借入金と同一の取扱金融機関に限る

★限度額は、令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金（新事業創出貸付・独立開業貸付）、女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付、女性経営者支援資金（女性起業家支援貸付））の残高も算入するものとします。

6 県ホームページの掲載内容について

「一般向けページ」と「関係機関向けのページ」を県ホームページにおいて公開

(1) 一般向け（中小企業向け制度融資）ページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

県HPトップページ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資

The screenshot shows the website's navigation bar with categories like 'Home', 'Living Environment', 'Health and Welfare', 'Work and Industry', 'Culture and Education', 'Local Information and Statistics', and 'Emergency Information'. The breadcrumb trail is: 'Home > Work and Industry > Industry > Industry Support and Business Support > Small Business Support System Financing'. The main content area is titled '中小企業向け制度融資' (Small Business Support System Financing) and includes a brief description of the financing system in Saitama. A sidebar on the left lists related topics such as 'Women's Active Participation', 'Small Business Support System Financing', 'Overseas Business Support', 'Business Succession Support', 'Business Continuity Planning (BCP)', and 'Small Business Support System Financing'. A search bar on the right is set to search by page number, with '4171' entered. A footer notice mentions a multilingual AI chatbot.

【制度融資のご案内】（パンフレット）

制度融資の概要、各資金メニューの一覧等について記載した冊子〔紙媒体の配布及び県HPの公開〕

【資金メニュー別チラシ】

資金メニューの特徴や諸条件、必要書類等について記載したチラシ〔県HPの公開〕

【県指定様式集】

申込みに必要な各種様式〔県HPの公開（制度融資の手引にも記載あり）〕

6 県ホームページの掲載内容について

(2) 関係機関向けページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

関係機関向けページ【制度改正関係】

関係機関の皆さまへ

掲載している内容は基本的に非公開情報ではありませんが、URLの周知については【関係者限り】としてください。

埼玉県中小企業制度融資の金利改定について

基準日（令和4年8月1日）における長期プライムレートが上昇したことを受け、令和4年10月1日以降の融資実行分について埼玉県中小企業制度融資の融資利率を一部改定します。

なお、詳細は次のリンク先からご確認ください。[埼玉県中小企業制度融資の金利改定について（PDF：23KB）](#)

埼玉コンシェルジュへようこそ！
質問にAIが答えます。
(Multilingual AI chatbot)

令和4年度版「埼玉県中小企業制度融資の手引」

キーワードから探す

◎ キーワードで検索 ○ ページ番号で検索

関係機関向け

検索結果

サイト内検索

◎ キーワードで検索 ○ ページ番号で検索

関係機関向け

もしかして：[関係機関向け](#) [関係機関](#) [関係機関一覧](#) [関係機関同士](#) [関係機関会議](#)

キーワード「関係機関向け」に対する結果「56」件 1ページ目

[令和5年度ケアラー支援関係機関向け研修事業委託候補者の公募について](#)

[令和5年度ケアラー支援関係機関向け研修事業委託候補者の公募について - 埼玉県 令和5年度ケアラーについて 業務委託概要 主なスケジュール 業務委託名 業務内容 契約期間](#)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/carer/carerkansyu.html> 種別: html サイズ: 50.094KB

関係機関向けページ【制度改正関係】

関係機関向けページ【制度改正関係】 - 埼玉県 関係機関向けページ【制度改正関係】 埼玉県中小企業制度融資の融資利率を一部改定します。 - 埼玉県中小企業制度融資利率引き上げ申請書類（令和4年度後期分）の提出

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html> 種別: html サイズ: 24.726KB

ページ番号で検索 → 「24285」

【制度融資の手引】

関係機関向けに作成している各資金必要書類やQ & A等を記載した冊子〔県HPの公開〕

【関係機関向けの通知等】

制度融資要綱の改正通知や利子補給等に関する照会〔E-mail・FAX等の送信及び県HPの公開〕

ご静聴ありがとうございました。

産業労働部 金融課